

取扱注意

9. 一般旅券事務処理について (処理基準)

目 次

第1章 定 義	84
第2章 新規発給申請の受理 (提出書類)	85
1. 申請に必要な書類等	85
2. 申請書の記入方法	86
3. 戸籍謄本又は戸籍抄本	95
4. 写真	96
第3章 新規発給申請の受理 (身元確認)	97
1. 身元確認の意義	97
2. 身元確認の方法	97
3. 身元確認書類の提示又は提出を省略しうる場合	99
[REDACTED]	100
第4章 新規発給申請の受理 (出頭免除)	100
1. 身元確認	100
2. 出頭免除	100
3. 出頭免除の手続	100
4. 出頭免除の基準	101
[REDACTED]	102
[REDACTED]	102
第5章 新規発給申請の受理 (居所申請)	102
1. 居所申請	102
2. 申請に当たり提示又は提出を求める書類	103
3. その他	104
第6章 新規発給申請の受理 (緊急発給)	104
1. 総論	104
[REDACTED]	104
[REDACTED]	105
4. 外務省から都道府県に対して緊急発給処理を依頼する場合	106
第7章 新規発給申請の受理 (二重発給及び切替発給)	106
1. 二重発給の防止	106
2. 二重発給申請に対する措置	106
3. 切替発給	108
第8章 新規発給申請の受理 (発給制限)	109
1. 発給制限事由該当者	109
2. 該当事案の一般的取扱い	110
3. 該当事案別取扱い	111

■	114
第9章 新規発給申請の受理（未交付失効等防止措置）	115
1. 未交付失効防止に関する基本的考え方	115
2. 前回未交付失効該当の申請者に対する対応	115
第10章 申請の受理及び受理後の措置	116
1. 各種処分に関する標準処理期間	116
2. 過誤申請に対する指導	117
3. 補正	117
4. 申請書記載事項の点検	118
5. 申請書の窓口記入欄、区分欄、確認欄、外務省コード欄、官庁コード欄、有効期間欄及び年齢記載欄の取扱い	123
6. 受理番号の決定	126
7. 受理後の取扱い	127
■	127
第11章 渡航先の追加	128
1. 概要	128
2. 書類要件	128
3. 書類の取扱い	128
4. その他	128
第12章 記載事項の変更が生じた場合等の取扱い	129
1. 概要	129
2. 記載事項変更旅券	129
3. 職権による旅券の発給	130
4. その他	131
第13章 紛失一般旅券等届出書	132
1. 概要	132
2. 届出に必要な書類等	132
3. 身元確認の方法	132
4. 出頭免除	133
5. 居所での届出	133
6. 届出書記載事項の点検	133
7. 受理番号の決定	133
8. 受理後の取扱い	133
9. 届出書等の保管	133
第14章 査証欄の増補	134
1. 概要	134
2. 書類要件	134
第15章 旅券の交付	134
1. 概要	134
2. 新規発給旅券の交付	134
3. 渡航先の追加又は査証欄の増補をした旅券の交付	136
4. 旅券の二重発給の場合	136

【平成27年6月8日改訂】

5. 旅券還付の際のV O I D処理	136
6. 在留届提出の案内	136
7. 旅券の紛失・盗難に対する注意喚起	137
	138
	138
	139
第17章 その他	140
1. 申請書類等の保存期間	140
2. 旅券に係る個人情報保護と情報開示の範囲	140
3. 都道府県本官職員の配置	140
4. 土日開庁	141
5. 平日の申請受付時間の延長	141
6. 旅券窓口等所在地及びホームページ等の変更	141
7. 旅券サーバでのデータ検索	142
8. 都道府県との会議及び研修	142
9. 旅券名義人が希望する場合の失効処理	142
10. 旅券名義人が死亡した場合の失効処理	143
	143
12. 帰国のための渡航書	143

別添

別添様式1 : (廃止)

別添様式2 : (廃止)

別添様式3 : 居所申請申出書

別添様式4 : 氏名表記変更に関する海外渡航経緯追加質問書

別添様式5 : (廃止)

別添様式6 : 残存有効期間1年以上の切替に係る事情説明書兼確認書

別添書式例1 : 旅券申請同意書

別添書式例2 : 渡航事情説明書

別添書式例3 : 未交付失効旅券届出書

別添書式例4 : 保管証

別添資料1 : 旅券用提出写真についてのお知らせ

別添資料2 : 独立行政法人一覧 (平成26年3月1日現在)

別添資料3 : 所管府省別特殊法人一覧 (平成24年10月1日現在)

別添資料4 : ヘボン式ローマ字綴方／氏名のローマ字綴方の例示

別添資料6 : 旅券の紛失・盗難に対する注意喚起

別添資料7 : 国名等コード表

第1章 定義

この処理基準において使用する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 法

旅券法（昭和26年法律第267号）をいう。

(2) 政令

旅券法施行令（平成元年政令第122号）をいう。

(3) 省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）をいう。

(4) 新規発給

法第3条第1項に規定する申請に基づく一般旅券の発給をいう。

(5) 切替発給

法第11条の規定により法第3条第1項に規定する申請に基づく一般旅券の発給をいう。

(6) 代理申請

法第3条第4項、法第9条第3項及び法第12条第3項の規定に基づき、一般旅券の発給、渡航先の追加及び査証欄増補の申請をする場合において、未成年者については親権者（親権を行う者がないときは未成年後見人。）が、成年被後見人については成年後見人がそれぞれ申請者に代わって行う申請をいう。

(7) 代理提出

法第3条第4項、法第9条第3項及び法第12条第3項の規定に基づき、一般旅券の発給、渡航先の追加及び査証欄増補の申請をする場合において、申請者がその配偶者、2親等内の親族又は指定した者を通じて申請書類を提出することにより行う申請をいう。

(8) 代理受領

一般旅券の渡航先の追加又は査証欄の増補を申請した者が、法第9条第3項又は法第12条第3項の規定により、当該処分がなされた一般旅券を申請者が指定した者に受領させることをいう。（注：法第8条第3項にいう一般旅券の交付時の出頭免除を指すものではない。）

(9) 指定地域

法第5条第1項の規定に基づき、外務大臣が指定し、官報をもって告示した地域をいう。

（注：現在当該地域の指定は行われていない。）

(10) 該当事案

法第13条関係、指定地域渡航及び二重発給等の案件をいう。

(11) 限定旅券

法第5条第2項の規定に基づき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年未満（一般旅券の発給申請者が法第5条第1項各号に掲げる場合に該当するときは、5年未満）とした一般旅券をいう。

(12) IC旅券

法第7条に基づき、旅券の名義人の写真及び外務省令で定めるものを電磁的方法により記録した旅券をいう。

(13) 緊急旅券

非IC旅券。IC旅券作成機が配備されていない又はIC旅券作成機は配備されているが障害等によりIC旅券を作成発行できない状況で、かつ緊急に旅券を発給する必要がある場

【平成27年6月8日改訂】

合、法第5条第2項に基づき発給する有効期間1年の旅券。一般旅券冊子の場合、表紙に緊急旅券と表示がある。IC旅券のロゴマークはない。

(14) 旅券システム

旅券発給管理システムのことをいう。

(参考：外務省領事局が保有する「領事業務情報システム」の中の業務システムの一つとして、「旅券発給管理システム」がある。)

(15) 旅券サーバ

旅券システムを構成しているサーバ群をいう。外務省内に設置されている。

(16) 管理端末

主に、都道府県職員向けの旅券システム管理者用端末（ノート型パソコン）をいう。

(17) 入力端末

主に、都道府県委託職員向けの旅券作成従事者用端末（デスクトップ型パソコン）をいう。

(18) IC旅券作成機

IC旅券冊子の旅券面等に印字するとともに、ICチップに情報を書き込むための機器をいう。

(19) 追記印字プリンタ

旅券の渡航先欄及び追記欄に印字するための機器をいう。

(20) 電動タイプライター

追記印字プリンタ障害時の代用機をいう。また、追記印字プリンタによる印字が困難な厚みのある旅券冊子（10年有効IC旅券等）の渡航先欄及び追記欄に印字するときにも使用する。

(21) IC旅券交付窓口端末

旅券交付窓口に設置され、IC旅券の交付時に、ICチップに記録されている情報を読み出し、ICチップが正常に動作することを確認するための機器をいう。

第2章 新規発給申請の受理（提出書類）

1. 申請に必要な書類等

新規発給申請に当たって申請者が提出する書類及び写真については、法第3条第1項及び省令第1条によって規定されているが、これを列記すると次のとおり。

(1) 一般旅券発給申請書

1通

（有効期間が10年の一般旅券の発給を申請する場合は省令別記第1号様式。有効期間が5年の一般旅券の発給を申請する場合又は20歳未満（注）の者である場合には別記第2号様式。記載事項に変更を生じ、返納旅券と残存有効期間が同一の一般旅券を申請する場合は別記第11号様式。記入要領は下記2. 参照。）

（注）「年齢計算に関する法律（明治三十五年法律第五十号）は、「ある者の年齢は、その者の誕生日の前日の午後十二時に加算されるものとしている」が、各種の法令の年齢に関する要件に係る規定は、年齢計算に関する法律の規定を前提としつつ、それぞれの制度の趣旨、目的に照らして合理的な要件を定めており、旅券発給手続における「20歳」（法第5条第1項第2号）又は「12歳」（法第20条第1項第2号括弧書き）に達した日に当たるのは、

【平成27年6月8日改訂】

その者の20回目又は12回目の誕生日の前日のはじまり（午前0時）からであり、誕生日の前日の申請手続から1歳加算して取り扱う。

- (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本 1通
(下記3. 参照。)
- (3) 申請者の写真 1葉
(申請書に貼付する。下記4. 参照。)
- (4) 指定地域へ渡航する者は日程表 1通
(外務大臣が特に必要と認める場合には、当該地域の受入れ機関の招聘状の写し等の当該地域に入域できることを証する書類1通を併せて提出を求める。)

2. 申請書の記入方法

(1) 使用インク

黒インク（黒ボールペンを含む。）で記入させるものとする。

(2) ヨミカタ及び漢字氏名等の記入

(イ) 一般旅券発給申請書表面の氏名のヨミカタは、戸籍に記載されている氏名（省令第1条第5項第7号に該当する場合には、法律上の氏及び親権者が命名した名。）について、省令第5条第1項に従い国字の音訓及び慣用により表音されるものを記入させるものとする。

申請者がその氏名について国字の音訓又は慣用による表音以外のヨミカタ（省令第5条第1項ただし書）を希望する場合は、今後ヨミカタ又は表記を変更しないことを条件にこれを認めることとし、希望するヨミカタを以下（ロ）に従い、ヘボン式ローマ字をもって大文字活字体で記入させるものとするが、ヘボン式以外のローマ字で表記することを希望する場合は、一般旅券発給申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入せるものとする。

（後記第10章4. (2) (ロ) 参照）

なお、申請書枠内に記入しきれない長いヨミカタのものについては、枠内に書けるところまで記入させ申請書欄外に続けて記入させるか、枠にかかわらず、左に詰めて記入させるものとする。

(ロ) 一般旅券発給申請書表面のローマ字氏名については、省令第5条第2項の規定に従い、ヘボン式ローマ字をもって大文字活字体で記入させるものとする。（別名併記については、第10章4. (2) (ニ) 参照。）

申請者がその氏名の全部又は一部をヘボン式以外のローマ字で表記（省令第5条第2項ただし書き）することを希望する場合は、今後表記を変更しないことを条件にこれを認めることとし、希望する表記を一般旅券発給申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入させるものとする。

なお、申請書表面のヘボン式ローマ字氏名がローマ字氏名欄の記入枠内に記入しきれない長い氏名のときは、上記（イ）の長いヨミカタと同様に処理するものとする。また、ローマ字氏名の姓及び名が各々31文字以内に、又は両方を合計して37文字以内に収まらない場合は、一部氏名の頭文字による表記とし、別途一般旅券発給申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入させるものとする（後記第10章4. (2) (ト) 参照）。

(ハ) 長音

申請者が、氏名の国字の音訓又は慣用による表音中に長音を含む場合の表記として、「AA」、「II」、「UU」、「EE」、「OO」、「OU」又は「OH」を希望するときは、上記（ロ）に準じた扱いとする。

【平成27年6月8日改訂】

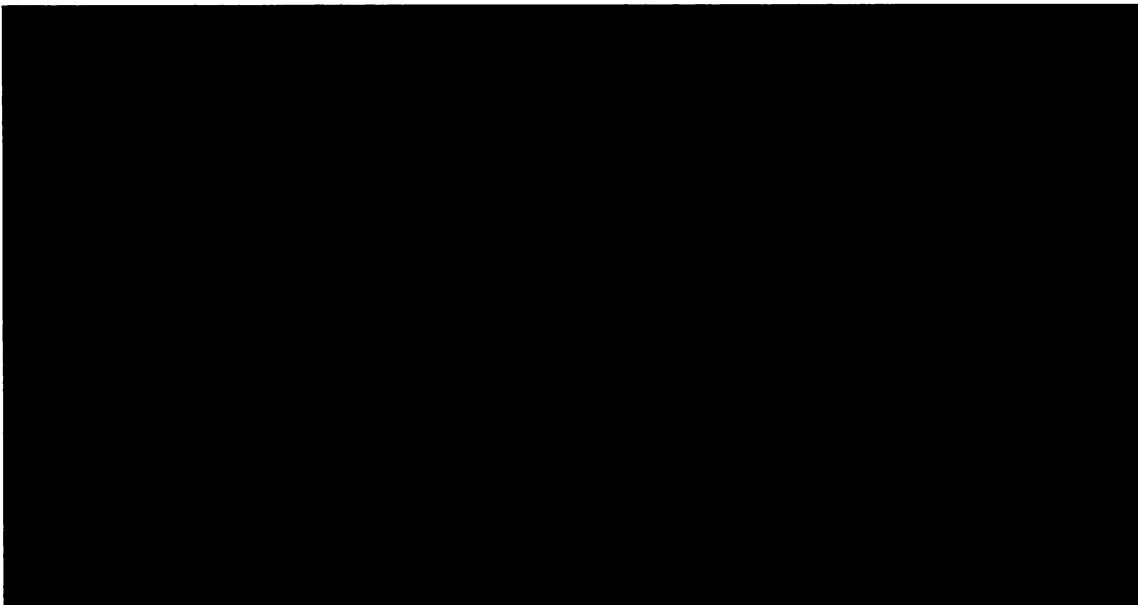
(ニ) 上記(イ)、(ロ)及び(ハ)の判断基準

第10章4.(2)の(ロ)、(ハ)及び(ニ)参照。

(3) 所持人自署欄の記入

(イ) 所持人自署欄に記入した署名は、そのまま旅券に転写されることを説明し、申請者に署名を確実に行わせる。

(ロ) 所持人自署欄の署名は日本語、外国語を問わないが、外国において旅券の名義人本人であると証明する場合に極めて重要となるので、繰り返し同様に書ける署名であることが必要であることを説明する。(注:戸籍に記載された文字(漢字)や読める文字であることが条件ではない。ただし、クレジットカード等を使用する際、署名と照合される場合があるので、日常使用している署名との共通性に注意する必要がある。)



(ハ) 申請者が記入した署名は、旅券面の所持人自署欄に機械的に転記されるが、申請書の所定の枠をはみ出した部分が転記されず不完全な署名となるので、必ず自署欄の枠内に署名するよう指導する。署名が所定の枠をはみ出したり書き損じた場合等は、新たに申請書に改めて署名を行うよう指導する。

所持人自署欄の署名について、上記のような指導を行ったにもかかわらず、指導に従わなかった場合には、その経緯を官公庁記載欄に記入する。

(ニ) 乳幼児又は身体障害者等で所持人自署欄に署名できない者にあっては、省令第11条第3項に示す順位に従いその法定代理人、配偶者又は渡航に同行する者等が名義人となる者に代わって名義人の名前を記名(以下、「代理署名」という。)することとし、旅券面の所持人自署欄の赤枠の点線の下に、記名者氏名と申請者との関係を記入させるものとする。記載例は以下のとおり。

なお、記入に当たっては、外国において通常使用することを想定すると英語が望ましいが、日本語でも差し支えない。また、英語の場合は、名と姓はどちらが先であっても差し支えない。名が長くて入りきらない場合はイニシャルにしても差し支えない。日本語の場合は、「父 山田 明代筆」のように申請者との関係が先に記入してあっても差し支えない。

(例)

by Akira Yamada (Father)	: 山田 明 (父) 代筆
by Emiko Yamada (Mother)	: 山田 江美子 (母) 代筆
by Akira Yamada (Guardian)	: 山田 明 (後見人) 代筆
by T. Ogawa (Husband)	: 小川 太郎 (夫) 代筆
by H. Ogawa (Wife)	: 小川 弘子 (妻) 代筆
by J. Ogawa (Attendant)	: 小川次郎 (付添人) 代筆

(4) 性別及び生年月日の記入

性別及び生年月日は、枠内に記入された✓印及び枠内に記入された文字を機械により読み取ることを説明し、必ず枠内に指定の記号及び数字をくずさずに記入させるものとする。

(5) 本籍の記入

戸籍謄本又は抄本に記載されているとおり（省令第1条第5項第7号の規定に基づき申請を行う者にあっては、本籍となると推定される都道府県名。），都道府県名を楷書で枠からはみ出さないよう記入させ、点線より右に市区町以下を記入させるものとする。

(6) 前回発給を受けた旅券事項の記入

今までに一般旅券の発給を受けたことがあるか否か該当する方に✓印を記入させる。発給を受けたことがある場合は、最後に発給を受けた旅券番号（記号を含む。），発行年月日及びその旅券に記載されている姓を申請書の所定欄に記入させる。ただし、姓を記入する枠が足りない者にあっては書けるところまで記入させる。旅券番号等不明事項がある場合は、判明している範囲内で記入させる。

(7) 現住所等の記入

現住所は住民基本台帳に記録されている最新の住所（住民票の写し又は住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）で確認できるもの。ただし、省令第1条第5項第7号の規定に基づき申請を行う者が住民票の写し又は住基ネット上に記載されていない場合には空欄とし居所。）を記入させるものとし、居所申請を認める場合には現住所の欄下段に居所も併せて記入させるものとする。また、日中に連絡する必要が生じる場合もあるので、3段目にその他勤務先など日中の連絡先も可能な限り記入するよう指導する。日本国内の緊急連絡先については、勤務先等を記入させて差し支えない。

なお、携帯電話を所持している場合には、その番号も記入するよう指導する。

(8) 「外国籍の有無」欄の記入



(ロ) 外国籍の取得原因としては、「出生」「婚姻」「養子縁組」「帰化」等が考えられる。

通常、婚姻、養子縁組等の身分行為により日本国籍を失うことはないが、自己の志望によって外国籍を取得すると日本国籍を失うこととなる（国籍法第11条第1項）。この場合、たとえ戸籍の記載が従来どおりであっても日本国籍を有していないものとして扱う。なお、日本国籍を離脱することが外国籍の取得要件で日本側に国籍離脱届出を行っていれば日本国籍を失う（同法第13条）。同欄「どのような方法で取得しましたか。」は、このような場合を判別する趣旨で設けている。

(ハ) 上記(ロ)のような原因で、日本国籍と外国籍を有する重国籍者が生ずることになる。

重国籍者については、重国籍となった時が20歳に達する以前であるときは、22歳に達

するまでに、重国籍となった時が20歳に達した後であるときは、その時から2年以内に、日本又は外国のいずれかの国籍を選択しなければならないとされている（同法第14条第1項）。

なお、所定の期限を経過しても国籍選択を行わない場合、又は当該者に対し日本国籍喪失手続がなされていない場合は、重国籍の状態にあるので、取扱いには十分注意する。

(9) 申請者及び法定代理人の署名押印

(イ) 申請者に所定の欄に自署させるものとする。申請者署名欄等への署名を戸籍の記載と照合することにより、当該申請が申請者本人の意思に基づいて行われたものであるか否か、未成年者の場合は、法定代理人の同意を得て行われたものであるか否かを慎重に確認するため、やむを得ない場合を除き申請者本人等が戸籍の記載どおりに楷書体で自署するよう指導する。ただし、申請者が簡略化した漢字（例：渡邊→渡辺）や楷書体以外で署名した場合、申請者が年少者などで戸籍上漢字の氏名を漢字ではなくひらがな等で署名した申請書を提出した場合又は外国人の法定代理人等が記名する場合で漢字での記名が困難なときは、本人が署名又は記名したことに特に疑義がない限りはそのまま受理して差し支えない。

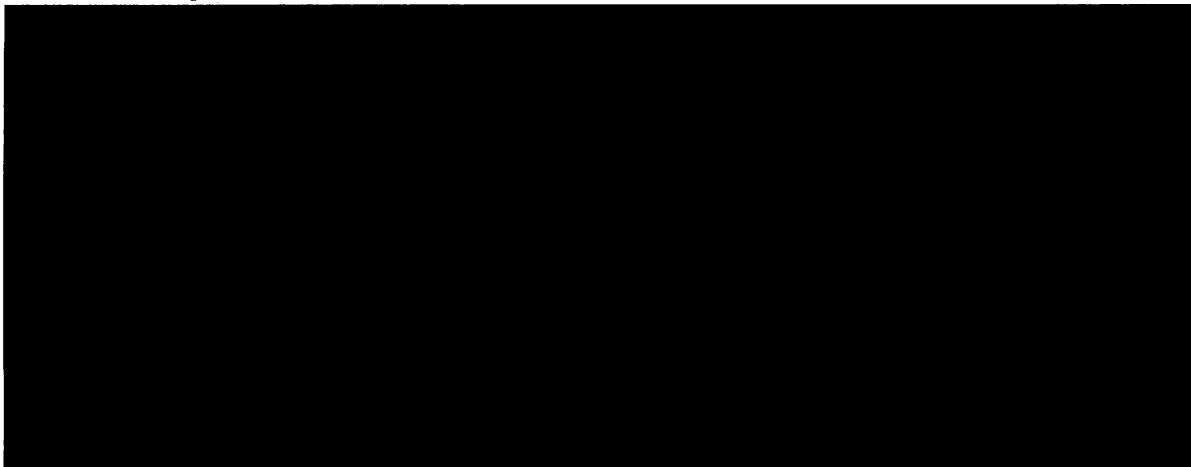
なお、申請者が乳幼児又は身体障害者等であるため署名ができないときには、省令第1条第3項に示す順位に従い、その法定代理人、配偶者又は渡航に同行する者等に申請者の氏名を記入させて差し支えない。代理署名の記載方法については、（3）（ハ）参照。

（注）本件は旅券事務に係る全ての申請書、受領証等への署名について同様の取扱いとする。

(ロ) 押印は原則不要であるが、申請者が身元確認書類として印鑑登録証明書を提示または提示する場合は当該印鑑による押印を求める。

(ハ) 法定代理人の署名欄には、申請者が未成年者（20歳未満）の場合は親権者（親権を行う者がいないときは未成年後見人）に、成年被後見人の場合は成年後見人に、それぞれ自署させる（20歳未満であっても成年擬制の場合はその限りではない。）。法定代理人が国外又は遠隔地にいる場合は、同人の自署のある旅券申請同意書（書式自由。別添書式例1）を添付させて本欄署名に代えて差し支えないが、この場合には官公庁記載欄に同意書が提出された旨記入する。未成年者の申請に当たり、未成年後見人が複数存在する場合は、申請書に署名を行う後見人から、すべての後見人の同意がある旨についても申請書に記入させる。

なお、申請者に係る後見開始の事実及び成年後見人（法定代理人）の氏名等が戸籍謄本又は抄本により確認できない場合には、申請者又は法定代理人より、後見登記に関する「登記事項証明書」の提示又は提出を求めて必要事項を確認する。



次頁以下5頁 不開示

3. 戸籍謄本又は戸籍抄本

(1) 国籍確認

旅券発給に際しては、日本国籍を有することが基本的な要件であることから（法第18条第1項第1号）、日本国籍を有しない者には旅券を発給することはできない。

なお、国籍確認の際に日本国籍と外国籍を有する重国籍者であることが判明した場合には、日本の法律により国籍選択義務があることを法務省作成「国籍選択制度」周知用リーフレットを利用するなどして説明する（前記2. (8) (ハ) 参照）。

(2) 戸籍謄本又は抄本の要件

(イ) 戸籍謄本又は抄本は、通常日本国籍を有すること及びその者の身分を証明するに足りる書類として、法第3条第1項第2号及び省令第1条第2項に旅券発給申請に際して提出すべき旨が規定されており、提出させる戸籍謄本又は抄本はその提出の日前6か月以内に作成されたものでなければならない。ただし、省令第1条第5項第7号に該当する場合には、父母が記載されている戸籍謄本、母子関係を認定するに当たり参考となる書類（医師の出生証明等）等参考となる資料を求めるものとする。

(ロ) 戸籍法施行規則に基づき発行される（a）戸籍の全部事項証明書、（b）戸籍の個人事項証明書、及び（c）戸籍の一部事項証明書はいずれも従来の戸籍謄本又は抄本と同様に取り扱って差し支えないが、（c）の一部事項証明書が提出された場合で、同証明書では旅券作成に必要な事項が十分確認できない場合は、差し替え等の補正を求める。

(3) 戸籍謄本又は抄本の提出の省略

(イ) 法第3条第2項第1号の規定に基づき、法第11条の規定に基づく切替発給申請の際は戸籍謄本又は抄本の提出を省略することができる。（ただし、返納する旅券の記載事項と今回提出された申請書の記載事項が一致している場合に限るので、この点を確認すること。）

(ロ) 法第3条第2項第2号の規定に基づき、都道府県知事の認定により戸籍謄本又は抄本の提出を要しないこととし得る場合は、省令第1条第5項各号により次のとおりとする。

(a) 有効な旅券を返納の上、新規発給申請（切替発給申請を除く。）をする場合

(b) 有効な旅券を所持する者が、法第4条の2ただし書の規定に基づき重ねて旅券の発給を申請する場合

(c) 同一戸籍内にある2人以上の者が同時に新規発給申請をするに当たって、いずれか1人が戸籍謄本を提出する場合

(d) 国外において、有効な国籍証明書（注：法務省又は領事官等権限のある日本国官憲が、おおむね6か月以内に作成した公の証明文書であり、外国官憲や国際機関の証明書は認められない。）を提出する場合、又は船員手帳（日本国民に発行されたものに限る。）を提示する場合

(e) 緊急に渡航する必要が生じて一般旅券発給申請（有効期間が5年のものに限る）をするときで、本籍の入った住民票の写し（提出の日前6か月以内に作成されたもの）を提出する場合。ただし、戸籍謄本又は抄本を提出することが困難であると認められ、後から提出することを誓約した文書を提出した場合に限る。

(f) 戸籍に記載される前に申請する場合において、親子関係の確認のための審判又は裁判手続を行っていることの疎明資料を提出するとき。ただし、人道上やむを得ない理由に

より、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならない特別の事情があると認められるとき有限る。

なお、この特別の事情については、申請者に対し書面による説明を求めるものとする。

4. 写真

(1) 写真は、旅券の有効期間中（5年又は10年）、諸外国の入国審査官が旅券上の写真と所持人との同一性の確認を容易に行えることが必要である。したがって、ピンぼけや低品質の印画紙等で顔貌が不明瞭な写真の受理は避けるとともに、以下（イ）から（ヘ）の規格及び別添資料1の旅券写真見本「旅券用提出写真についてのお知らせ」等を参照して不適当な写真は適切なものに差し替えるよう指導する。また、赤目（フラッシュ撮影により瞳が赤く写ったもの。）や、カラーコンタクト等を使用した写真の場合、渡航先で入国審査等の際に不要のトラブルを招く可能性がある旨説明し、適切な写真を使用するよう指導する。旅券用写真について上記のような指導を行ったにもかかわらず、指導に従わなかった場合には、その経緯を官公庁記載欄に記入する。

なお、デジタルカメラによる写真については、窓口にて申請を受理する際、目視確認を慎重に行い、銀塩写真と同じレベルの品質のものであれば、申請を受理して差し支えない。

デジタルカメラによる写真（特にカメラの画素数）について質問があった場合には、カメラの画素数だけでは旅券申請用写真としての適否の判断は困難であることから、画素数の指定はしていない旨、以下の点を踏まえて説明する。

・高画素数のデジタルカメラで撮影された写真でも、以下のような場合には、提出用写真としてふさわしくない（画質が劣る）場合がある。

①カメラ付き携帯電話等、高画素数であっても、レンズの性能や撮影方法等により、低画質となる場合がある。

②カタログ仕様上高画素数のデジタルカメラであっても、撮影モード等の設定によっては低画素数で撮影され、又はファイル保存の際の画像圧縮によっても画質が低下する場合がある。

③高画素数のデジタルカメラで撮影された写真でも、使用的するプリンタや用紙によっては画質の悪いものもあり、また、高解像度のプリンタであっても、適切な設定や保守が施されていない場合は、低画質となる場合がある。

④提出された写真の画素数を目視で判別することは困難である（基準値を設けたとしても、その基準を満たしているかの判断ができない。）。

(イ) 提出の日前6か月以内に撮影された背景（影を含む）がないもので、縦45mm×横35mmの縁なしのもの

(ロ) 頭頂から顎までが34mm±2mm（推奨値）の範囲内である等省令別表第1の寸法に合致したもの

(ハ) 申請者本人のみが撮影されたもの

(ニ) 原則として無帽で正面を向いたもの（かつらは常用しているものであれば差し支えない。

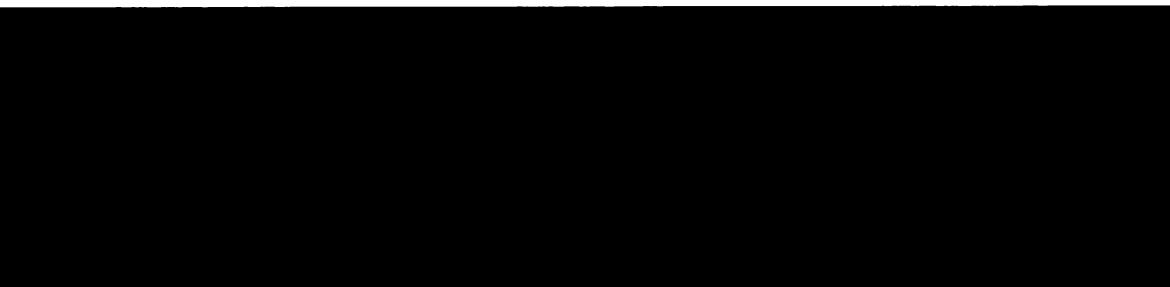
なお、宗教又は医療上の理由がある場合の特例については、後述の（5）を参照。）

(ホ) 裏面に申請者の氏名の記入があるもの（強い筆圧により表面にスジが浮き出た写真は、そのまま旅券に転写されるので不適当）

(ヘ) その他外務省が示す「パスポート申請用写真の規格について」（外務省ホームページ）、「旅券用提出写真についてのお知らせ」（別添資料1）に沿ったもの

【平成27年6月8日改訂】

(2) 乳幼児等の場合、成人と比べて写真規格の厳格な遵守が難しい場合が想定される（例えば親に抱かれて撮られることにより若干背景に親の服等が写ってしまう等）が、実際の運用に当たっては、背景があっても本人確認として問題がないと判断できるものについては、受理して差し支えない。



- (ロ) 両目の中央が写真のほぼ中央に位置していること
(ハ) 頸・両耳が写真内に収まっていること



- (4) 乳幼児や丸顔の者については、頭頂から頸までの寸法が許容寸法を満たしていないなくても、耳までを含めて顔全体が入っていればよいものとする。
- (5) 宗教又は医療上の理由がある場合に限定して、頭部を布などで覆った写真を例外的に認める。その際、頭部を布で覆った写真しか提出できない理由を記載した事情説明書を提出させるとともに、その根拠となる書類を求める。なお、写真要件は頸の先から頸までの顔の輪郭が頭部を覆った布などで隠れていない申請者の写真であること。その他の要件は他の場合と同じである。ただし、宗教上の理由により頭部を布などで覆っている場合にあっては、耳までの露出は求めない。

第3章 新規発給申請の受理（身元確認）

1. 身元確認の意義

身元確認とは、法第3条第3項の規定により「申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認する」ことをいう。

旅券申請の受理に当たりこのような確認を行うことは、旅券が所持人の身分を証明する公証文書であるという性質上最も基本的な事項であり、なりすましによる不正取得防止のためにも当然行わなければならないことである。とりわけ、IC旅券の導入及びその後の新たな偽変造防止技術を取り入れた旅券冊子の導入により、偽変造や不正使用は格段に困難となり、旅券の信頼性は高まっているが、その反面、人違いや不正取得が判明した場合の影響も大きいので、身元確認の重要性はこれまで以上に高まっている。

2. 身元確認の方法

(1) 身元確認の書類

身元確認のために申請者から提示又は提出を求めることができる書類については、法第3

条第3項の規定に基づき省令第2条第1項において次のとおり定めている。

(イ) 統一的に提出を求める書類

住民票の写し（提出の日前6か月以内に作成されたもの。）

ただし、住基ネットを通じて本人確認情報が利用できる場合には、緊急発給で戸籍謄本又は抄本の提出がない場合、国内在住者が居所申請を行う場合を除き、住民票の写しの提出を省略することができる（省令第2条第2項）。

（注）申請書と住民票の写し（住基ネットが利用できる場合には住基ネット上）に記載された住所は一致していなければならない。

(ロ) いずれか一つ（場合によっては二つ）を提示又は提出させることのできる本人確認書類（原本）

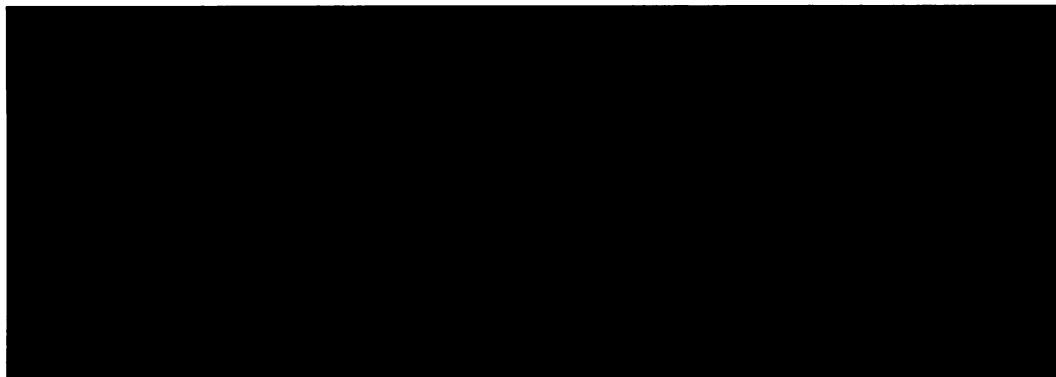
(a) 次のいずれかの書類で有効なもの一つ

日本国旅券（失効後、おおむね6か月以内のもので、氏名及び写真により申請者の身元が確認できるものであれば可。），省令別表第2に掲げる書類（運転免許証（我が国で発行された国際運転免許証、仮運転免許証を含む。）運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの），船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、獵銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証（獵銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの。），合格証明書（警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの。），写真付き住民基本台帳カード），写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの。）又は官公庁（省令第2条第1項第1号に規定の独立行政法人一覧（別添資料2），特殊法人一覧（別添資料3）及び地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）並びに官公庁の共済組合を含む。）がその職員に対して発行した写真のはられた身分証明書。

(b) 上記(a)の書類をやむを得ない理由により提示できない者については下記①に掲げる有効な書類のいずれか一つと②に掲げる有効な書類のいずれか一つを併せて提示させるものとする。ただし、②に掲げる書類が提示できない場合には①に掲げる書類のいずれか二つとする。②に掲げる書類二つは不可。

①健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証（介護保険被保険者証も可とする。），共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書（これらの被保険者証等に被扶養者の氏名が記入されているときには、当該被扶養者の身元確認文書と認める。），一般旅券発給申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（住民票の写しにより同一世帯の家族であることが立証された場合には世帯主のものでよい。）又はその他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの。

②学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真をはりつけたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの。



(2) 住民票の写しの取扱い

同一世帯に属する複数の者が同時に旅券申請を行う場合には住民票の写しは1通でよい。

(3) その他の身元確認書類の取扱い

(イ) 上記(1)(ロ)(b)において定める「都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの」とは、①については、公の機関が発行する証明書等で写真のないもの（例えば納税証明書、源泉徴収票等。），②については、公の機関が発行したものであるか否かを問わず、写真のはられたものとする（例えば、身体障害者手帳（写真貼替え防止機能がなされているものは除く。），療育手帳，失効旅券で上記（1）（ロ）（a）に該当しないもの等。）。

(ハ) 上記(1)(ロ)の書類（都道府県知事が認めた書類を含む。）を所持しない等により提示又は提出できない申請者に対しては、その他の方法により身元確認を行って差し支えない。

(例) 乳幼児又は就学児童が父又は母等の法定代理人と同時に旅券申請をする場合又は当該法定代理人が申請者である子に代わって代理申請をする場合で、法令上に規定された身元確認書類の提示又は提出が困難と認めるときは、その法定代理人の身元確認をもって申請を受理する。

(ニ) 身元確認を行ったときには、申請書裏面の「本人確認」欄に身元確認のため提示された書類につき該当する部分に✓印を付す。なお、同欄に該当する書類名がない場合は、当該書類名を官公庁記載欄に記入する。

(4) 住基ネット利用時の注意点

申請受付前に住基ネットを利用して本人確認を行い、受付、審査用に検索結果を出力して申請者に手交する場合には、出力内容に異動の履歴、住民票コードを含めない等の配慮を行う。

3. 身元確認書類の提示又は提出を省略しうる場合

(1) 省令第2条第3項において、申請者が一時帰国者の場合には、同条第1項に定める書類に代えて、都道府県知事が適當と認める書類の提示又は提出を求めることがなっている。

一時帰国者の身元確認書類は、旅券に押印された永住、長期商用、再入国などの査証、再入国に関する証明書又は居住国官憲が発行した永住証明書、外国人登録証、長期滞在許可証などとする。

(2) 学校教育法第1条に規定する学校（いわゆる各種学校、専修学校等は含まない。）に在学している者が、修学旅行等当該学校の行事に参加するため海外に渡航する場合であって、当

該学校長（学長、園長を含む。）名をもって当該者の氏名、生年月日及び住所を記載した公印のある書面を提出する場合

- （3）渡航先追加又は査証欄増補の申請の場合には、提出された旅券により申請者が確認できるので身元確認書類の提示又は提出を要しない。ただし、当該旅券が他の都道府県で交付されたものである場合等申請者が申請書に記載されている住所又は居所に居住していることを確認する必要があると認められるときには、住基ネットが利用できる場合には、住基ネット上の本人確認情報から申請者が申請書に記載されている住所に居住していることを確認するものとする。また、住基ネットを利用できない場合には、住所又は居所を立証する書類の提示又は提出を求めるものとする。
- 

第4章 新規発給申請の受理（出頭免除）

1. 身元確認

新規発給及び渡航先追加の申請については、申請者の出頭が免除される場合といえども、申請者の身元確認を行う必要があることはもちろんであり、申請者が出頭しないだけにその身元確認に当たっては、通常の場合以上に注意を要する。また、申請者に指定され代理提出をする者（以下、「代理提出者」という。）の身元についても確認する必要がある。

2. 出頭免除

旅券申請に当たっては、その性質上、本来申請者が直接出頭して申請する必要があり、法においても新規発給及び渡航先追加の申請については、出頭義務を明文化している。しかしながら、行政サービスの向上を図る観点より法第3条第4項の規定により、申請時の申請者の出頭義務を大幅に緩和し、申請者に代わり申請書類を提出しようとする者が省令で「適当でない者」と定めた者に該当しない場合で、申請者及び申請者が指定した者の身元が確認できるときは代理提出を認めることとしている。つまり、代理提出においては、申請者及び代理提出者の身元が確認できること、申請者と代理提出者の間に、正当な依頼と引受の関係が明確に存在すること、代理提出者が申請内容の説明能力と指示の確実な伝達能力を有していることが前提である。なお、査証欄増補の申請についても出頭免除を認めて差し支えない。

3. 出頭免除の手続

- （1）法第3条第4項（新規発給申請のほか、渡航先追加、査証欄増補の申請につき準用する場合を含む。）の出頭免除の申出は、省令第3条第1項により、省令別記第3号様式の申請書類等提出委任申出書1通を提出して行う。ただし、申請者がその法定代理人を通じて当該申請に係る書類及び写真の提出をする場合は、同申出書の提出は要しない。また、申請が、法定代理人ではない里親（児童福祉法の適用を受けているか否かを問わない。），後見人被選

任予定者又は児童福祉法に定める児童福祉施設の長を通じて行われる場合には、法定代理人が行う場合に準じて扱うが、里親、未就職の未成年後見人被選任予定者又は児童福祉施設の長に関する確認は、第2章の法定代理人署名の項を参考にして確実に行うものとする。

なお、申出書の代理出頭者の住所欄には代理出頭者個人の住所を記載させるが、次に該当する場合は、個人の住所ではなく、主たる営業所又は事務所等の所在地を記載させるものとする。

(イ) 旅行業者、旅行業代理業者又は行政書士が代理提出をする場合

(ロ) 学校教育法第1条に規定する学校（いわゆる各種学校、専修学校等は含まない。）が主催する修学旅行等の行事又は官公署及びその関係団体が主催する行事に参加するため渡航する場合であって、学校関係者や官公署職員又はその関係団体の職員が代理提出する場合

(3) 都道府県知事は、代理提出のため出頭した者が指定された者であることを確認するため上記第3章2.(1)(ロ)(a)又は(b)の身元確認のための書類のいずれか一つの提示を求めるものとする。この場合において、その指定の事実がないと疑うに足りる相当な理由があるときは、その指定の事実を確認するに足りる新たな資料の提示を求めるものとする。

なお、旅行業者、行政書士等の代理業者の場合は、それぞれの業種の身分証明書（外務員証、行政書士会員証等）で差し支えない。その際は申出書の申請者との関係欄には、それぞれの業種名を記入させるものとする。

(4) 代理出頭する者は、省令第3条第3項に規定するとおり、当該申請の内容を知り、かつ、都道府県知事の指示を申請者に確実に伝達できる能力がある者でなければならない。

(5) 代理出頭する者については、本人申請の場合と同様、申請者本人から身元確認書類の「原本」を預かり、これを都道府県知事に提示又は提出させる必要がある。

4. 出頭免除の基準

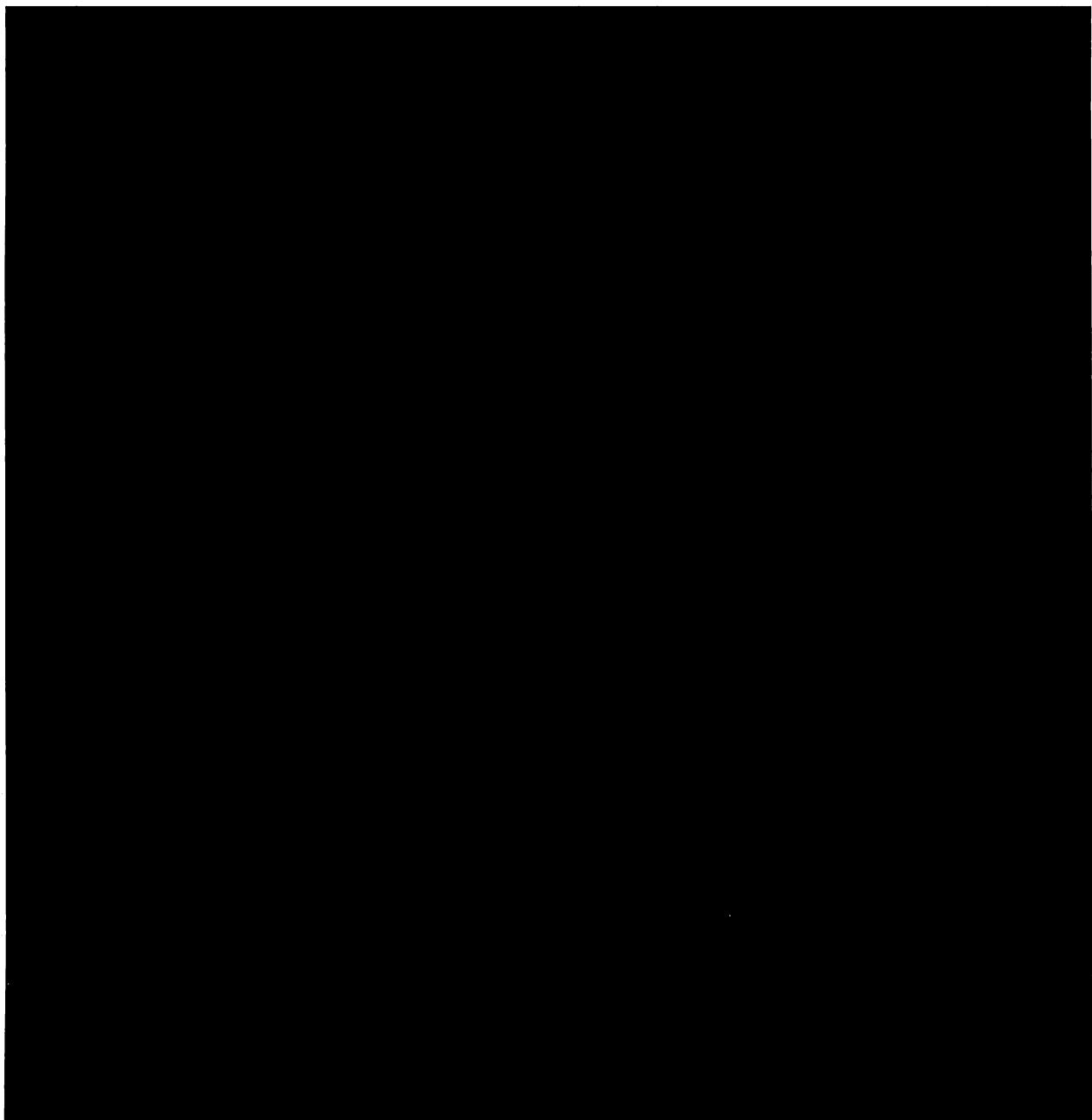
(1) 法第3条第4項第1号に規定する「申請者の配偶者」からは内縁の者は除かれる。また「2親等内の親族」とは祖父、祖母、父、母、子、孫、兄、弟、姉、妹、であって、姻族が含まれる。本規定に該当する者が代理提出する場合、申請者と出頭した者との戸籍上の関係を確認する必要はなく、上記3.(2)の確認を行うのみでよい。ただし、下記5.に該当する場合は代理提出は認められない。

(注) 姻族とは、本人の配偶者の血族及び本人の血族の配偶者をいう。

(2) 法第3条第4項第2号に基づく省令第3条第4項は、「申請者のために書類及び写真を提出することが適当でない者」を「当該申請前5年以内に旅券の発給を受けるに当たって不正な行為をした者」と規定している。この「当該申請前5年以内に旅券の発給を受けるに当たって不正な行為をした者」とは、法規違反の行為のみでなく、職責違反の行為をした者も含

【平成27年6月8日改訂】

まれる。



第5章 新規発給申請の受理（居所申請）

1. 居所申請

住民基本台帳法上の住所でなく居所（個人の生活の本拠ではないがある程度の期間継続して居住する場所その他当該個人の活動の主たる拠点となっている場所。）で申請する場合であつ

【平成27年6月8日改訂】

て、申請者が人違いでないと都道府県知事が判断できるときは、当該居所地での申請を認めるものとする。

2. 申請に当たり提示又は提出を求める書類

(1) 居所申請申出書（別添様式3）

ただし、申請者が人違いでないこと及び一般旅券発給申請書等に記載された場所が居所（個人の生活の本拠ではないが、ある程度の期間継続して居住する場所、その他当該個人の活動の主たる拠点となっている場所。）であると都道府県知事が判断できるときは省略して差し支えない。

(2) 居所が確認できる次の書類のうちいずれか1点

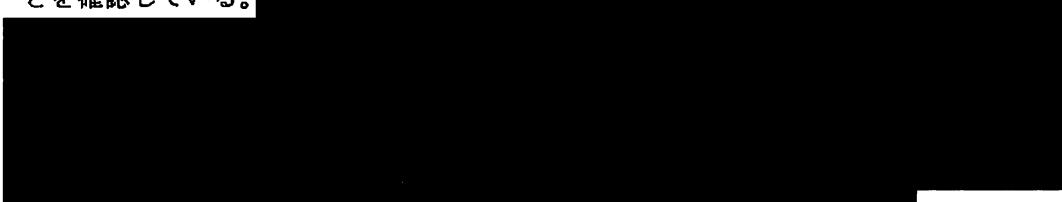
（イ）一時帰国者（次のいずれかの書類1点により一時帰国者であることを確認する。）

- （a）査証又は再入国許可のある旅券
- （b）外国人登録証
- （c）永住証明書
- （d）再入国許可証

（e）その他在留国政府が滞在を許可することを証明する公文書

（f）（a）から（e）のいずれも提示できない場合は戸籍の附票

（注）在外公館においては、旅券切替等の申請を受け付ける際に申請者から滞在許可証等（上記（a）～（e）等）の提示を求め、日本国籍者として当該国に滞在していることを確認している。



（ロ）船員

（a）船員手帳

（b）居所（停泊地）を証明する船長の証明書（船名、船長名、停泊場所、停泊期間、所属会社の名称及び連絡先が記載され、船長の記名・押印又は署名があるもの。）又は所属会社等の証明書（所属会社等の名称・連絡先、居所での居住期間及び居所が明記されたもので所属会社等の押印のあるもの。）

（ハ）学生（ただし、上記（イ）に該当する者を除く。）

（a）居所が個人の生活の本拠ではあるが程度の期間継続して居住する場所の場合

（i）居所の賃貸契約書

（ii）居所に郵送された申請者宛の消印のある最新の郵便物

（iii）その他居所を証明する書類

（b）居所が個人の活動の主たる拠点となっている場所の場合

教育機関の所在地（キャンパスが分散している教育機関については、申請者の通学先のキャンパスの所在地をいう。以下同じ。）の記載のある学生証又は在学証明書。学生証又は在学証明書に当該教育機関の所在地の記載がない場合には、当該教育機関の所在地を官側においてあらかじめ把握しているときには可とするが、そうでないときには、当該教育機関の所在地を証明する書類（所在地の記載があるパンフレットの写し等）

【平成27年6月8日改訂】

(二) その他出張者、季節労働者等

- (a) 居所が個人の生活の本拠ではないがある程度の期間継続して居住する場合
- (i) 居所の賃貸契約書
 - (ii) 居所に郵送された申請者宛の消印のある最新の郵便物
 - (iii) その他居所を証明する書類
 - (iv) 被災・罹災証明書（居所の記載のある官公庁発行の証明書）
 - (v) 建築確認許可通知書の写し
- (b) 居所が個人の活動の主たる拠点となっている場合
- (i) 所在地の記載のある会社等の身分証明書。ただし、所在地の記載がない場合には、居所に郵送された申請者宛の消印のある最新の郵便物（官公署発出のもの又は公共料金請求書が望ましい。）、その他居所を証明する書類。
 - (ii) 所属会社の在籍証明書（様式は問わないが、所属会社等の作成の印のあるもので、少なくとも申請者の氏名、生年月日、職業（職種）、居所、契約又は就業期間の記載のあるもの）

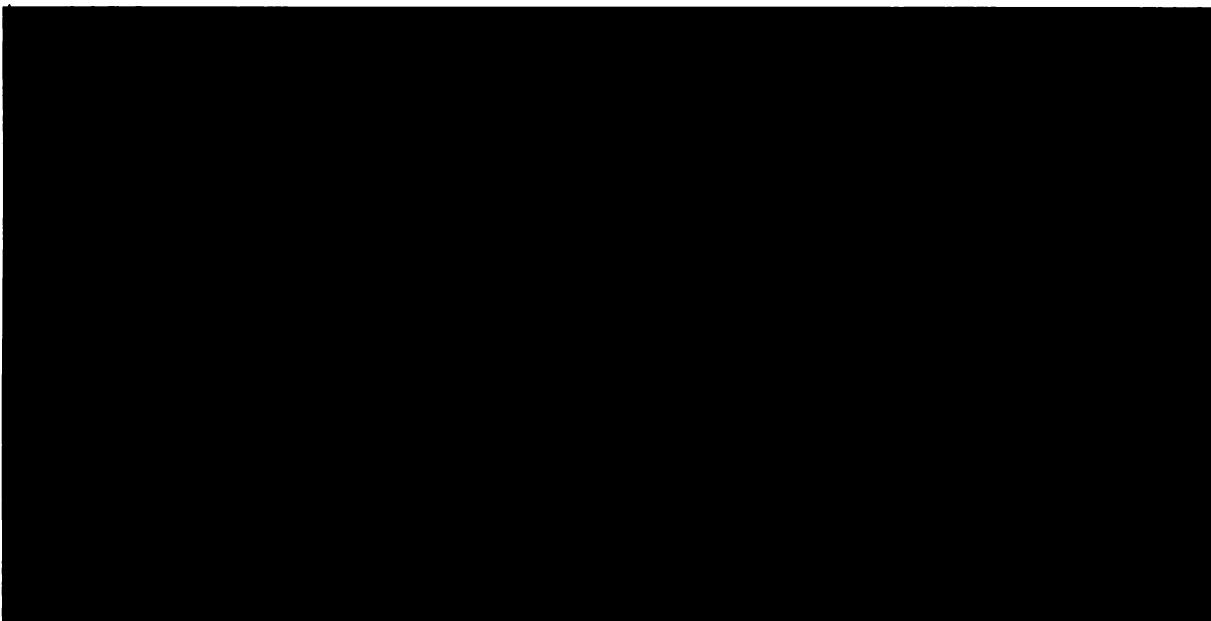
3. その他

- (1) 居所申請に当たっては、不正取得防止のため本人出頭を原則とし、代理提出者については、本人確認が確実に行われることを確保する必要性から慎重に対応するものとする。
- (2) 住基ネットが利用できない場合は、住民票の写しの提出を求める。

第6章 新規発給申請の受理（緊急発給）

1. 総論

人道的ケース（海外における親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならないケースをいう。以下同じ。）であることが疎明資料等に基づき確認でき、かつ、緊急に旅券を発給する必要がある場合は、以下のとおり処理する。



4. 外務省から都道府県に対して緊急発給処理を依頼する場合

在外公館からの要請等に基づき人道的ケース等で緊急に旅券を発給する必要がある場合に、外務省から該当都道府県に緊急発給処理を依頼することがあるが、その場合の処理は上記2. 及び3. に準ずる。

第7章 新規発給申請の受理（二重発給及び切替発給）

1. 二重発給の防止

法第4条の2において旅券の二重発給の禁止規定が設けられているが、そのただし書において「その者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合は、この限りでない。」旨規定されている。この規定に該当するものとして認められるのは極めて特殊な場合である。なお、2冊の旅券を旅行中に同時に携行することは、不測のトラブルの原因となり、かえって渡航者の不利益となることもあり得るので、本件処理に当たっては、特に慎重に取り扱う。

2. 二重発給申請に対する措置

二重発給申請に該当することが判明した場合には、次のように処理する。

(1) 二重取得を目的としない二重発給申請

(イ) 申請を受理した後で有効旅券を有することが判明した場合

申請を取り下げさせる（取下げの処理方法は、第10章8. (1) (ハ) 及び (2) 参照。）。

(ロ) 現在有効な旅券を紛失等している場合

紛失一般旅券等届出書を提出し、新規発給申請を行うよう説明する。この場合、二重発給申請時に提出のあった申請書の受理番号をそのまま使用し、前回旅券の旅券番号及び発行年月日欄に記入するとともに、3日以内紛失（焼失）届出欄にチェックすることで差し支えない。

(2) 二重取得を目的とする二重発給申請

(イ) 対立関係にある地域へ渡航しようとする場合

(a) 現に所持する旅券の査証頁に渡航の障害となる当該対立関係国（地域）の入国査証、入出国証印がある場合等にあっては、申請書のほか、所持旅券の旅券面写し及び当該対立関係国（地域）の入国査証・入出国証印のある頁の写し、二重発給が必要な理由書及び日程表（経由地を含む）の提出を求め、対立関係国（地域）の一方を渡航先とした限定旅券の申請をさせる。

[REDACTED]

b

現に所持する旅券は、発給された限定旅券が返納されるまで当該都道府県において保管するものとする。ただし、対立関係地域の双方に渡航する場合であって、旅券名義人が、通常の一般旅券と限定旅券の2冊携行を希望するときは、当該名義人より提出させる理由書により、外務省がその可否を判断する。（その後の事務の取扱いについては第8章2. (4) (5) による。）なお、イスラエルの入出国証印のある旅券が非IC旅券の場合は、二重発給によらず、IC旅券への切替発給により対応できる方法もあるので、留意すること。

(注) 該当地域は次のとおり。右側に掲げるアラブ諸国等のみがそれぞれ対立関係国（イスラエル）への入国歴等を問題としているのであって、イスラエルは問題としていない。なお、対立地域が変更した際は外務省より都道府県に通知する。

イスラエル	イラク、レバノン、リビア、サウジアラビア、スー丹、シリア イエメン、ソマリア、イラン
-------	---

[REDACTED]

(c) 対立地域に渡航する場合において、法第11条により切替発給を認められる場合もあるのでその取扱いについては後記3. 参照。

(ロ) 上記(イ)以外の場合

原則として、対立関係にある地域へ渡航しようとする場合以外は、法第4条の2ただし

書（二重発給禁止の例外）は適用されないが、申請者が対立関係地域への渡航以外の理由による二重発給を強く求める場合には、外務省旅券課管理班に照会する。

3. 切替発給

- (1) 旅券の残存有効期間が1年未満となった者から、新たに旅券の発給を受けたい旨の申出があったときは、当該旅券を返納させた上で新規発給申請を行わせる。
- (2) IC旅券でない旅券からIC旅券への切替のため、又はIC旅券のICチップが故障した場合で名義人より新たなIC旅券の発給を受けたい旨の申出があったときは、当該旅券を返納させた上で新規発給申請を行わせる。
- (3) 旅券の査証欄に余白がなくなったことから、新規発給の申請を行いたいとの申出があった場合には、その旅券を返納させた上で当該申請を行わせる。
- (4) 旅券を著しく損傷した場合の処理
 - (イ) 特に著しい損傷の場合

事情説明書（様式自由）を提出させ、当該旅券を返納させた上で新規発給申請を行わせる。

また、切替発給にあたっては、前回申請書で発給事実を確認の上、確認欄に✓印を記入し作成する。

なお、旅券面の記載事項が判別できず本人確認が困難な場合は、紛失扱いとする。

「特に著しい損傷」の具体的な例は次のとおり。

 - (a) 旅券面の記載事項の一部が、判別できない場合

（氏名、生年月日、旅券番号、発行年月日等の一部が判別できない場合や写真が剥がれている場合等）
 - (b) 旅券の頁（含むICシート）が1頁でも欠落している場合
 - (c) 旅券がシュレッダー等で裁断されている場合（ただし、旅券面の記載事項が判別でき、本人の旅券に間違いないことが明らかな場合をいう。）
 - (d) 旅券がカッター、鉄等で完全に分断されている場合
 - (e) その他 (a)～(d) に準ずる、損傷の場合

(ロ) 上記(イ)以外の場合

当該旅券を返納させた上で新規発給申請を行わせることとするが、申請者の渡航が切迫している等の理由で、当該旅券の使用を強く希望する場合には、「誓約書」（外国の官憲等と問題が生じた場合は、本人が責任を負う旨の書面。）を提出させる。

「上記(イ)以外の場合」の具体的な例は次のとおり。

 - (a) 査証欄が切れている場合
 - (b) 査証欄にメモ、落書き等がされている場合
 - (c) ラミネートが剥がれている場合
 - (d) ICシートが損傷している場合
 - (e) その他 (a)～(d) に準ずる損傷の場合

(ハ) 法第11条各号に該当する切替事由がある場合においても、記載事項に変更があり、かつ申請人が記載事項変更旅券の発給を希望する場合は、記載事項変更旅券を発給して差し支えない。

（6）渡航先国の法令等により必要とされる旅券の残存有効期間が1年を超えることが、査証、在留許可取得等の条件とされ、現有旅券では査証取得等ができない場合や、申請者が就労、留学、ワーキングホリデー等の目的により1年を超える査証（外国滞在許可書等を含む。）を取得する予定であると申し出、当該申出に即した査証が存在する場合にあっては、以下の書類の提出を求め、当該旅券を返納させた上で切替を認めて差し支えない。

提出書類：事情説明書兼確認書（別添様式6）及び疎明資料として、事案により
会社からの出張・赴任命令書、入学許可書、在日外国公館からの査証申請書・
説明書等

査証、在留許可取得のために残存有効期間が1年以上あるにもかかわらず切替を認める場合には、旧旅券の切替は申請者本人の都合で行うものであり、旧旅券の残存有効期間分の手数料の還付等はできないことについて、あらかじめ申請者本人の了承を得た上で確認書に記入を求める。

なお、その他の目的等で長期間海外渡航する予定で在外公館において切替申請をすることが特に困難であり、申請人の保護又は渡航の便宜のために必要と判断される場合には、外務省発給審査班に相談することとする。

（7）上記2.（2）（イ）（c）については、赴任等でその渡航先での滞在が長期（1年以上）にわたることが確認できる書類の提出があった場合は、切替発給して差し支えない。

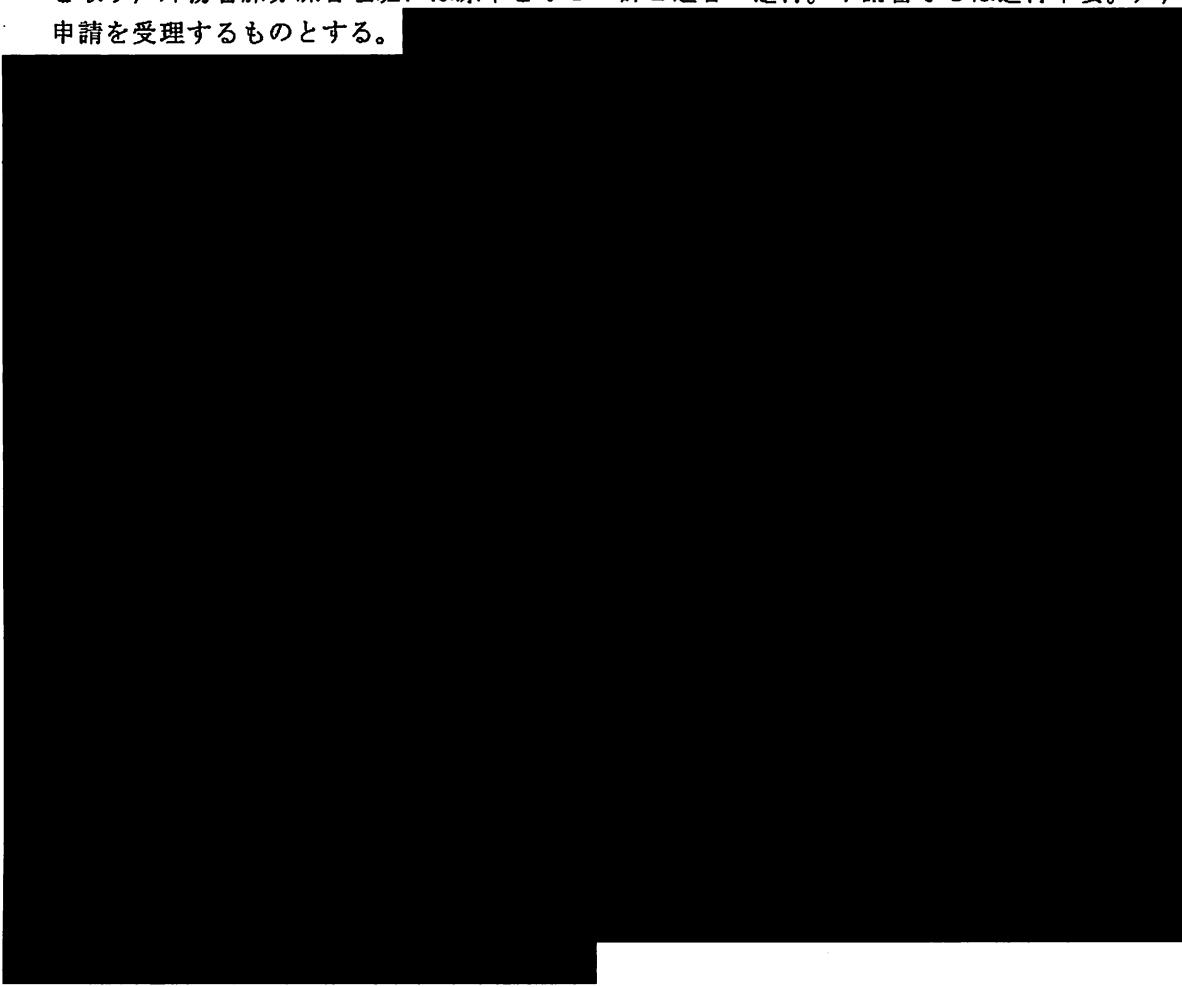
第8章 新規発給申請の受理（発給制限）

1. 発給制限事由該当者

一般旅券発給申請書等（10年用、5年用、記載事項変更用及び渡航先追加）刑罰等関係欄は、法第13条（発給等の制限）関係についての記入であり、旅券行政上は、旅券の発給の可否を決定する最も重要な要素であるとともに、申請者にとっては、重大な個人の秘密に属する事項である。都道府県知事は、申請者に対し本欄についても正確に記入しなければならないこと（申請書に虚偽の記載をした場合は罰則の対象となり得る。）を指導するとともに、特に「はい」と記入された事案については、申請書や関係書類が部外者の目に触れないよう細心の

注意を払うものとし、本欄記載事項につき申請者に質問又は照会する場合も秘密の保持と申請者の名誉の尊重について最大限の留意をする必要がある。

2. 該当事案の一般的取扱い

- (1) 申請書刑罰等関係欄の各質問の□に「はい」と✓印された事案及び都道府県知事においてこれらに該当すると疑われる事案については、下記3.により処理する。
 - (2) これらの事案については、一般旅券発給申請書等通常の必要書類に加え、渡航事情説明書（別添書式例2、以下同じ）及び関係書類各1通を提出させ（ただし、都道府県で写し1部を取り、外務省旅券課管理班には原本と写しの計2通各々送付。申請書写しは送付不要。），申請を受理するものとする。
- 

（参考）有効期間満了日の算出方法について

- (イ) 期間の起算点については、初日不算入の原則を適用する（民法第140条）。
- (ロ) 期間の満了点については、期間の末日の終了、すなわち末日の24時が経過する時点をもって期間が終了する（民法第141条）。したがって、有効期間満了日は有効期間の末日と解されるので、当該日の終了まで有効期間は継続する。
- (ハ) 期間の末日の算出については、年の途中に起算日がある場合、期間の最後の年において、当該期間の起算日に応当する日の前日が期間の末日となる（民法第143条）

【期間の末日算出例】

【例 1】 有効期間 1 年の場合

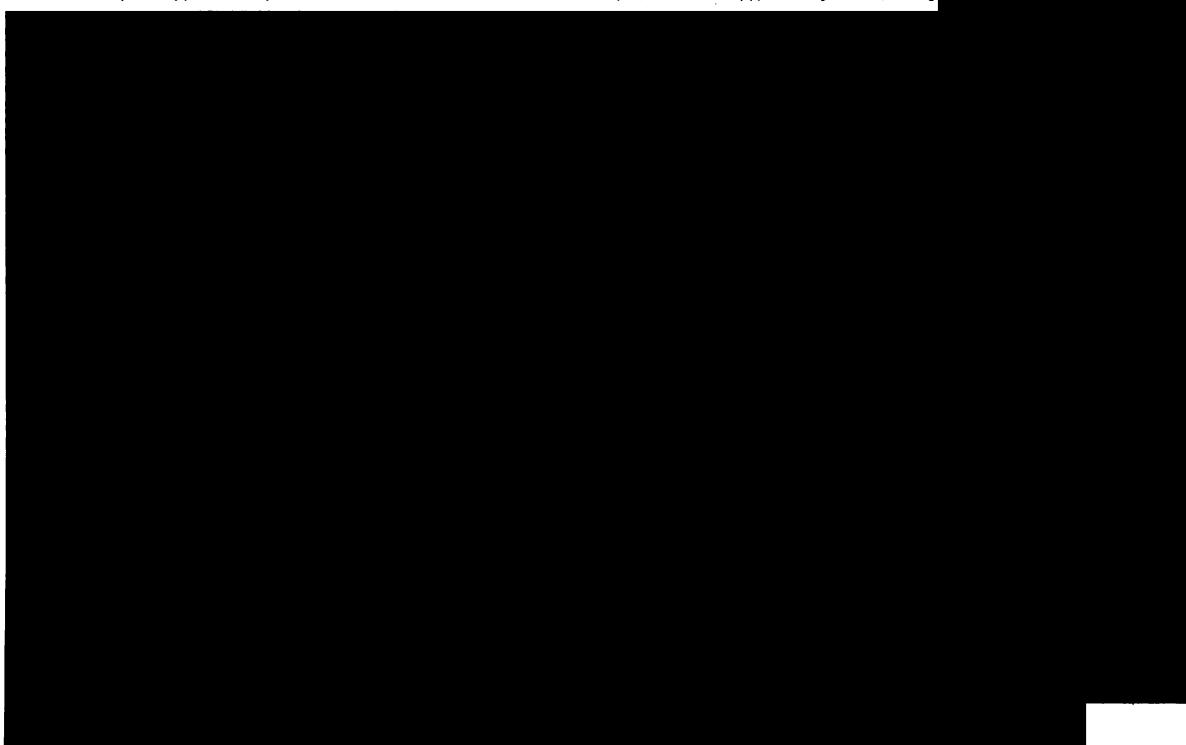
発行日	起算日	応当日	期間の末日
(発行年月日)		(有効期間満了日)	
2006 年 05 月 01 日	(2006 年 05 月 02 日)	(2007 年 05 月 02 日)	2007 年 05 月 01 日
2007 年 02 月 28 日	(2007 年 03 月 01 日)	(2008 年 03 月 01 日)	2008 年 02 月 29 日 (閏年)
2008 年 02 月 28 日	(2008 年 02 月 29 日)	(※応答日なし)	2009 年 02 月 28 日
2008 年 02 月 29 日	(2008 年 03 月 01 日)	(2009 年 03 月 01 日)	2009 年 02 月 28 日

【例 2】 有効期間が 3 か月の場合

2006 年 08 月 30 日	(2006 年 08 月 31 日)	(※応当日なし)	2006 年 11 月 30 日
2006 年 11 月 01 日	(2006 年 11 月 02 日)	(2007 年 02 月 02 日)	2007 年 02 月 01 日
2006 年 11 月 29 日	(2006 年 11 月 30 日)	(※応当日なし)	2007 年 02 月 28 日

※民法第 143 条第 2 項参照

(7) 旅券発給制限事由該当者に対しては、限定旅券を発給する場合又は旅券を発給しない場合には、法第 14 条の規定に基づき通知書面を印刷して申請者に交付する。



3. 該当事案別取扱い

(1) 法第 13 条第 1 項第 1 号

申請書刑罰等関係欄 1. は、外国から退去命令処分（入国拒否を含むものとする。）を受けたこと及び外国において刑罰を受けたことの有無を記載させることとなっているが、これらに該当するものは、当該外国で入国を認めないのが通例である。本欄 1. に「はい」の記載がある場合は、渡航事情説明書 3. に次の事項を記入させるものとする。

- (イ) 時期・場所（国、州、市名等）
- (ロ) 違反とされた事実関係の詳細

- (ハ) 处分の内容（刑事、行政処分の別等）
- (ニ) 関係者（例えば犯罪の場合の共犯者）の有無
- (ホ) 帰国の時期・方法（自費、国費、相手国政府の費用、所持旅券、帰国ための渡航書（職権発給）の別）
- (ヘ) 再入国禁止措置の有無（有る場合は右期間及び言い渡しの形態（文書又は口頭））

(2) 法第13条第1項第2号

- (イ) 申請書刑罰等関係欄2. の犯罪の容疑で起訴されている場合（下記（ハ）の非該当事案となる場合を除く。）が本号に該当する。

本欄2. に「はい」の記載がある場合は、渡航事情説明書

3. に次の事項を記入させるものとする。

- (a) 罪名
- (b) 係属裁判所名（部名まで）
- (c) 起訴された時期
- (ロ) 本号該当者には次の書類の提出を求めるものとする。
 - (a) 訴追されている者
 - (i) 渡航事情説明書 1通
 - (ii) 起訴状の写し 1通
 - (b) 保釈中の者
 - (i) 上記(a)の(i)及び(ii)
 - (ii) 裁判所の旅行許可決定書 1通
 - (c) 上訴中（高裁）の者（控訴審係属中の者）
 - (i) 上記(a)の(i)
 - (ii) 一審の判決謄本又は抄本 1通
 - (iii) 控訴申立書又は控訴趣意書の写し 1通
 - (d) 上訴中（最高裁）の者（上告審係属中の者）
 - (i) 上記(c)の(i)及び(ii)
 - (ii) 二審の判決謄本及び上告趣意書の写し 各1通

(ハ) 現に訴追されている罪が死刑、無期又は長期2年以上の刑に当たらない者は、非該当事案として処理する。

(3) 法第13条第1項第3号

- (イ) 申請書刑罰等関係欄3. の仮釈放、刑の執行停止、執行猶予（保護観察中の場合を含む。）等の処分を受けている者（下記（ハ）の者を除く。）

が、これに該当するので、本欄3. に「はい」の記載がある場合は渡航事情説明書3. に次の事項を記入させるものとする。

- (a) 罪名
- (b) 裁判所名
- (c) 判決年月日・判決内容
- (ロ) 本号該当者には次の書類の提出を求めるものとする
 - (i) 執行猶予期間中の者
 - (a) 渡航事情説明書 2通

- (b) 判決副本 2通 (うち1通写し)
- (ii) 仮釈放中の者
 - (a) 上記 (i) の (a) 及び (b)
 - (b) 刑務所の仮釈放許可決定書 2通
- (ハ) 禁錮以上の刑に当たらない場合 (すなわち罰金, 拘留, 科料, 没収)

は、非該当事案として処理する。

(4) 法第13条第1項第4号

申請書刑罰等関係欄4. の旅券法に違反して刑に処せられたことのある者が本号に該当する。本欄4. に「はい」の記載があったときは、渡航事情説明書3. に上記 (3) に準じ記入させるものとする (罰金刑の場合は刑の確定日 (罰金納付日) を確認し、納付書等の受領日が確認できる書類を添付。)。

(5) 法第13条第1項第5号

申請書刑罰等関係欄5. の日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して (未遂を含む)、日本国刑法により、刑に処せられた者が本号に該当する。

本欄5. に「はい」の記載があったときは、渡航事情説明書3. に上記 (3) に準じ記入させるものとする。

(6) 法第13条第1項第6号

(イ) 申請書刑罰等関係欄6. の「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」 (以下、「国援法」という。) の適用を受け外国から帰国したことのある者が本号に該当する。

(ロ) 国援法に基づき貸し付けられる費用には次の種類がある。

(a) 乗船地行旅費 国援法の適用を受けて帰国する者 (以下、「帰国者」という。) が日本船舶で帰国する場合、帰国者の在留地から乗船地までの旅行経費等をいう。

(b) 送還費 日本船舶で帰国する場合の船賃等をいう。

(c) 帰国費 航空機又は日本船舶以外の船で帰国した場合、帰国者の在留地から本邦到着までの旅行経費をいう。

(d) 帰郷費 本邦に到着した帰国者の帰郷のための旅費で厚生労働大臣から貸付を受けたものをいう。

(ハ) 本欄6. に「はい」と記載があったときは、渡航事情説明書3. に次の事項を記入させるものとする。

(a) 国援法の適用を受けるに至った事情

(b) 貸付けを受けた時期及び取り扱った在外公館名

(c) 貸付けを受けた費用の種類、金額、申請者名 (家族のうち誰が受給者となっているか。)

(d) 帰国の時期、輸送機関、経路

(e) 返済状況 (毎月の返済額、現在の返済者、残額)

第9章 新規発給申請の受理（未交付失効等防止措置）

1. 未交付失効防止に関する基本的考え方

旅券発給申請した者は、法第20条に基づき旅券手数料の納付が義務づけられている。手数料を交付時納付としている理由（政令第1条）は、仮に申請時納付とすれば、審査の結果、申請に基づいた旅券を発給できない際には還付手続を行う必要があるが、かかる還付手続は国及び都道府県の円滑な旅券事務の遂行に支障があること、結果として申請者にも不便をかけること（不要な手数料を徴収することになる。）、還付手続には多大な行政コストを伴うこと等によるものである。申請に基づき発行された旅券が未交付失効になったとはいえ、未交付失効該当者が前回申請に対する旅券手数料を納付していないことは、本来、法第20条の手数料納付義務違反に該当するものである。また、未交付失効となった結果、廃棄処分となる当該旅券冊子代及び作成に係る国・都道府県側の行政コストを回収できないままとなっていることについては、会計検査院よりも、改善が指摘されている。

以上にかんがみ、未交付失効防止の観点から、以下のとおり厳正に対処することを基本とする。

2. 前回未交付失効該当の申請者に対する対応

（1）前回未交付失効該当者に対しては、以下を注意喚起の上、理解を求める。

（イ）旅券は、本人自身からの申請に基づき旅券法にのっとり作成した公文書である。

（ロ）旅券発給申請した者は、法第20条に基づき旅券手数料の納付が義務づけられている。

したがって、前回申請に基づく旅券手数料を納付しなかったことは、多大な行政コストが無駄になっているのみならず、法第20条に基づく手数料納付の義務違反に該当するおそれがある。また、自ら申請という行為により行政に対して旅券の発行という応答を求め、それが認容されたことと知りながら、6か月以上も旅券の受領を怠り、又はあえて受領せず、これを失効させて不当に行政経費の損失を招くことは、背信行為といわざるを得ない。

しかしながら前回申請があった旅券については、旅券法に基づき既に失効しているため、手数料は徴収しないが、以後、このようなことがないよう、注意願いたい（なお、失効理由につき問われた際には、旅券法上、行政官庁がいつまでも保管する義務を負うことは適当でないこと等を考慮し、発行から6か月経過したにもかかわらず、旅券の交付を受けず未交付となったとき、法第18条第1項第2号該当として、失効することになっている旨説明する。）。

（ハ）未交付失効旅券届出書（別添書式例3）の提出

前回申請した旅券が過去1年以内に未交付失効となったことが判明した場合には次のとおり処理する。

旅券番号及び発行年月日は、予め都道府県側で確認の上記入し、受領しなかった具体的理由を書かせ署名させるものとする。更に、このような未受領の実績があったことが判明したため、今般特に誓約してもらう旨適宜説明の上、その経緯を官公庁記載欄に記入する。

該当者から同届出書の提出の根拠を問われた際には、「法第20条に基づき旅券手数料の納付が義務づけられているにもかかわらず、旅券の交付を受けず、手数料未納となった事情につき承知する必要があるため。」と説明する。

(2) 前回未交付失効該当者の申請に当たって旅行業者等の代理提出があった場合、代理提出者に対し、上記2.(1)を直接前回未交付失効該当者に伝える必要があるため、可能な範囲で、本人出頭の上、改めて申請するよう伝える（代理提出者が、右を拒否する場合、当該申請書は受理し、本人に対しては、交付時又は督促の際に説明することとする。）。

第10章 申請の受理及び受理後の措置

1. 各種処分に関する標準処理期間

(1) 行政手続法第6条では、「申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（いわゆる標準処理期間）」を定めるよう努める旨規定されている。この規定を受け、都道府県の旅券作成業務を行う設備を有する旅券事務所（申請書類等の受付及び旅券の交付のみならず、IC旅券作成機等が設置され、旅券作成等の業務を行っている旅券事務所（機械化事務所）を指す。）に申請のあった一般旅券に係る各種処分に関する標準処理期間を次のとおりとするので、該当する旅券事務所にあってはこれに準拠して具体的な標準処理期間を決定の上、新規発給について当該標準処理期間を掲示する。

なお、期間には、申請日及び交付日が含まれ、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）及び都道府県知事が特に定める日は含まれない。

また、その他の処分については、問い合わせがあった場合にのみ、口頭で回答するものとする。

(イ) 新規発給（法第5条第1項（法第10条第1項及び法第11条の規定に基づくものを含む。）及び第5条第4項により、旅券が新規発給される場合。ただし、申請書刑罰等関係欄の各質問の□につき「はい」と✓印が記載されている場合及び都道府県知事においてこれらに該当すると疑われる場合を除く。）

おおむね6日間で、都道府県知事が適当と認める期間。

(ロ) 紛失一般旅券等届出書の提出を伴う新規発給（法第17条第1項の規定により一般旅券を紛失又は焼失した旨の届出があった場合に旅券が新規発給される場合。ただし、申請書刑罰等関係欄の各質問の□につき「はい」と✓印が記載されている場合及び都道府県知事においてこれらに該当すると疑われる場合を除く。）

おおむね6日間で、都道府県知事が適当と認める期間。

(ハ) 査証欄の増補（法第12条第1項の規定により、既に発給された一般旅券に査証欄が増補される場合。なお、上記（イ）及び（ロ）の発給と本項の申請を同時に行う場合は、本件の処理期間はそれぞれの期間に含まれる。）

おおむね2日間で、都道府県知事が適当と認める期間。

(ニ) 渡航先の追加（法第9条第1項の規定により、既に発給された一般旅券（渡航先を個別に特定して記載されたもの）に渡航先が追加される場合。ただし、申請書刑罰等関係欄の各質問の□につき「はい」と✓印が記載されている場合及び都道府県知事においてこれらに該当すると疑われる場合を除く。）

おおむね14日間で、都道府県知事が適当と認める期間。

(参考) (イ), (ロ) 及び (ニ) の括弧内ただし書の場合, あくまで目安として, おおむね 1~2 か月程度を要する。

(注) 行政手続法を所管する総務省の公式見解によれば, 「不備な申請を補正するための期間は, 標準処理期間に含まれない。」。

(2) 旅券作成業務を行う設備のない都道府県の旅券窓口では申請書等を旅券作成業務を行う施設まで送付するために時間がかかる等の理由から処理期間に大きな幅が生じるため, 上記のように定めることは困難である。しかし, 旅券の作成業務等を行わない事務所においても行政手続法の趣旨に照らし, それぞれの事務所ごとに処分に要する期間について目安をできる限り設定し, 上記の場合と同様に新規発給については標準処理期間を掲示するよう配慮する。

(3) 標準処理期間によらない処理

(イ) 緊急発給(人道的ケース)には該当しないが, 疎明資料により緊急に渡航する必要性を都道府県知事が認める場合には, 申請に必要な書類をすべて提出させ, 通常より短い期間で処理するものとする。

なお, 旅券作成に当たって通常発給で対応できないケースについては, 優先発給で処理するものとする。

(注) 「通常より短い期間」とは, 「疎明資料により緊急に渡航する必要性を都道府県知事が認める場合」であることが前提であり, 可能な限り日程に間に合うよう処理して差し支えない。

(ロ) 紛失等を理由とする早期処理の依頼に対しては, 失効処理済み通知予定日(受理日から3日目)から標準処理期間満了日までの期間での交付は, 必要に応じ都道府県限りで判断して差し支えない。ただし, 緊急渡航する必要があると判断され, かつ, 上記通知予定日以前に処理が求められる場合には, 外務省旅券課発給審査班に連絡する。

(ハ) 上記(イ)の場合において, すべての必要書類が提出又は提示されている場合には, 申請者の希望する種類の旅券を発給して差し支えない。

2. 過誤申請に対する指導

申請者が, 自分の旅券発給申請書等に誤った記載をしたり, 誤って他人の写真を提出したり, 又は申請書に自分自身で署名をしないで申請をした場合等には, 申請者又は代理提出者からその詳しい経緯を聴取し適宜指導する。



3. 補正

(1) 補正を求める場合

(イ) 申請書記入事項に脱落がある場合

脱落部分を記入させる。

(ロ) 申請書記入事項に誤りがある場合

(a) 訂正箇所が「刑罰等関係」, 「申請者署名」, 「法定代理人署名」又は「氏名のヨミカタ等旅券の記載事項のうち, その記載内容が添付資料により確認できないもの」のいずれかである場合には, 誤り部分を黒インクのペン(ボールペン等)を用いて=線で抹消し, 同欄の枠外に訂正事項を黒で記入させるとともに, 訂正箇所に申請者の署名(形

式は間わない)を求める。

代理提出の場合で、申請者本人による訂正であることを確認できたものの訂正箇所に本人の署名がないときは、本人による訂正である旨官公庁記載欄に記述することとし、交付時に申請者本人の署名を求めることが望ましい。また、申請者本人による訂正であることを確認できないときは、補正した申請書を再提出させる。

(b) 訂正箇所が上記(a)以外の場合は、代理提出の場合であっても、誤り部分を黒インクのペン(ボールペン等)を用いて=で抹消し、同欄の枠外に訂正事項を黒で記入させる(署名は不要。)。訂正理由が添付資料により確認できない場合は、その場で訂正内容に間違いないことを申請者又は代理提出者に確認し、官公庁記載欄に記述する。

(ハ) 書類の要件が満たされていない場合

必要書類を整えさせるものとする。

(2) 補正が不可能な場合

申請時に所持人自署欄の記載の誤りが判明した場合は、「所持人自署欄の記載(署名)は旅券にそのまま転写されるため訂正になじまない。」旨説明の上、新たに申請書を書き直して提出し直すよう指導する。

(3) 補正を認めない場合(申請者側の責に帰すべき事由による誤った申請の取扱い)

旅券交付時に申請者又は代理提出者の責に帰すべき事由により申請書の記載等の誤りが判明した場合(例えば、氏名のヨミカタ等に誤りがある場合、写真のはり違い、申請書裏面の申請者署名欄若しくは法定代理人欄の署名又は所持人自署欄の署名を本人が行っていなかつた場合等。)は、「申請が不適正であり、発給できない。」旨説明の上、新たに申請し直すよう指導する(補正是認めない。)。

(イ) 申請内容に誤り又は瑕疵があることが判明し、申請自体が無効であると判断される場合には、旅券システムで「申請取下げ」を行い、冊子については物理的に廃棄した後「冊子廃棄管理」を行う。

(ロ) 申請書の記載の誤り等が、戸籍謄本又は抄本、住民票の写し等の添付資料又は住基ネットを利用する場合には住基ネット上の本人確認情報から容易に発見できるような場合は、官公庁側にも審査上の過失があるので、従来どおり申請書を訂正の上、旅券を作成する。

4. 申請書記載事項の点検

(1) 一般的注意事項

各申請書は旅券システムの入力端末で機械的な読み取り処理を行う。申請書に誤記があった場合は、記入されたとおり読み取り、旅券面に記載されるので、申請者に対して文字、数字及び印等は特に正確にはっきりと記入するよう指導し、都道府県においても点検を慎重に行うことが必要である。申請者に対しては、申請書は機械読み取り用であるので折らないよう、適宜指導する。

(2) 氏名欄及びヘボン式ローマ字欄

(イ) 記載の原則

旅券管理上の氏名は戸籍に記載された氏名を正字等で管理するものとするが、旅券面の氏名表記は国字の音訓又は慣用による呼称をヘボン式ローマ字(別添資料4)で綴ることとなっているので、申請書に戸籍謄本又は抄本どおり氏名が記入されているかどうか、また、ヘボン式ローマ字綴りで記入されているかどうか確認する。氏名のヨミカタ又は表記の変更の申出等について疑義がある場合や判断できない場合は外務省旅券課発給審査班に

照会する（関係書類のFAX送信は不要）。

(ロ) 表音・表記の例外（氏名表記例は別添資料4-4参照）

申請者がその氏名についてヘボン式以外のローマ字による表記を希望する場合は（長音表記を希望する場合及び国字の音訓又は慣用による表音以外のヨミカタをヘボン式以外のローマ字で表記する場合を含む。），今後ヨミカタ又は表記を変更しないとの条件で一般旅券発給申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入（ヘボン部分も記入。ただし、入力は非ヘボン部分のみ。）させることにより、その表音及び表記を認めるものとする。

申請者が国字の音訓又は慣用による表音以外のヨミカタによる氏名のヘボン式ローマ字で綴ることを希望する場合は、今後ヨミカタ又は表記を変更しないとの条件で一般旅券発給申請書表面の氏名欄に記入させることにより、その表音及び表記を認めるものとし、官公庁記載欄に「省令5条1項ただし書き（ヘボン式）」等と記載する。

氏のヨミカタ及び表記について上記の例外を認める場合は、氏が公的制度であることにかんがみ、家族、特に直系親族との表記の統一を図ることとし、そのうち、長音表記以外の表記については、さらに、その使用実績を示す資料の提出を求ることとする。

名のヨミカタ及び表記については、当該綴りについて疎明資料の提出は要しない。

また、前回と同じ非ヘボン式表記の申出が行われた場合には、非ヘボン式表記の対象者であることを口頭で確認した上で、前回旅券（失効旅券を含む。）を疎明資料として認めて差し支えない。この場合には、「非ヘボン式表記の対象者であることを確認し、前回旅券を疎明資料とした。」旨を官公庁記載欄に必ず記入すること。

(ハ) 表音・表記の変更

過去に我が国旅券の発給を受けたことがある者が、氏名の変更によることなく（注）当該旅券面に記載される氏名のローマ字表記の変更を希望する場合、かかる変更は「外務大臣が特に必要と認める場合を除き変更することができない。」（旅券法施行規則第5条第3項）ものであるところ、当該表記の変更を外務大臣が特に必要と認める場合として予め類型化して示すことができる場合は以下のとおりであり、以下(a)及び(b)のいずれの事情も満たす場合は、原則として変更を認める。ただし、都道府県における審査に当たり、どうしても判断に苦慮する場合には、外務省旅券課発給審査班に照会する。

(注) 婚姻、離婚、養子縁組、離縁等の身分法上の形成的行為、又は裁判所の許可による氏名の変更であって、当該変更の事実が戸籍謄（抄）本で確認できるときは、記載事項に変更を生じた場合であることが明らかであるので、旅券法第10条に基づく訂正新規又は記載事項変更旅券の申請による対応となる。

(a) 当該申請者が、従前と異なる氏名の表記をもって社会生活を行っている実態があり、当該表記を使用しなければ社会生活に著しい支障を来すことが予測され、その使用実績を示す資料 [] の提出がある。

(b) 当該従前の表記において、かつて渡航したことのある国（地域）に施行されている法規により当該国（地域）に入ることを禁止されていないことが、当該申請者の所持している旅券その他参考となる文書 [] により確認できる。

(注) 非ヘボン式表記に使用できる文字等は、アルファベット26文字及び記号4種類（コンマ（,）、ハイフン（-）、アポストロフィー（'）、スラッシュ（/））である。

なお、諸外国の出入国管理において、従前の出入国履歴上の氏名のローマ字表記と異なる等により各種問題が発生した場合、当該表記は、申請者の申出によつたものであり、したがつて、当該表記に係る説明責任は、旅券名義人にあること及び再度の表記の変更は行えないことを説明する。

(二) 表記の例外(別名併記)

別名併記とは、前記(ロ)又は(ハ)の対象とならない者で、同人の渡航の便宜から必要と判断される場合に限つて例外的に認められる表記であり、この場合には戸籍に記載されている氏名のヘボン式表記又は非ヘボン式表記の後に括弧書きで当該姓又は名を併記する方法をとる。

その対象者及び当該表記が認められる場合は、次の(a)から(j)に列記するとおりであるので、別名併記を希望する者に対しては、外国の公的機関が発行した書類、又は下記の別名の綴りが確認できる書類を提示させるとともに、一般旅券発給申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入させるものとする。ただし、芸名、ペンネーム等の通称は如何なる理由があつても一切認められない。また、自己責任で入国管理官等に説明すべきことを窓口で念押ししておくこと。

前回と同じ別名併記の申出が行われた場合には、口頭でその理由を確認の上、前回旅券(失効旅券を含む。)を疎明資料として認めて差し支えない。

また、何らかの理由(例:長音の使用をやめた、離婚により旧姓併記が不要等)により、当該別名併記の削除の申し出があった場合には、申請者から別名併記を削除願いたい旨の申出書を提出させた上で削除を認めて差し支えない(官公庁記載欄に別名併記削除申出書の提出及び削除理由を簡潔に記入しておく。)。

- (a) 戸籍で国際結婚、国際養子縁組等の事実は確認できるが、改姓や改名が記載されていない者で、希望する外国式氏名表記につき、外国の公的機関が発行した綴りが確認できる書類を用意できるもの。
- (b) 片親が外国人であるか、又は両親とも日本人であるが二重国籍等であるとの理由により戸籍に記載されている氏名以外の表記を希望する者で、外国の公的機関が発行した綴りが確認できる書類を用意できるもの。
- (c) 外国人と離婚し、従前の氏名の表記を希望する者で、外国の公的機関が発行した綴りが確認できる書類を用意できるもの(失効旅券を含む前回旅券でも差し支えない。)。
- (d) 漢字圏からの帰化者で、帰化前の外国式の氏名をそのまま戸籍上漢字で維持し、日本式の読み方をしていて、外国の公的機関が発行した綴りが確認できる書類を用意できるもの。
- (e) 移住者、長期滞在者で、外国の当局等が発行する許可証等に旧姓や非ヘボン式綴りによる氏名が記載されているもの。
- (f) 外国において旧姓での活動や実績が書面(招聘状、査証関係書類、外国で出版された著書、論文等)で確認できる者(例えは、学者、通訳、記者等)、又は、職場で旧姓使用が認められていること及び業務により渡航する必要があることを書面で確認できる者(同書類の提出が困難な場合は、旧姓併記を必要とする事情説明書を提出させる。)。
- (g) 留学等に当たり非ヘボン式綴りが必要である理由を記載した事情説明書を提出する者。
- (h) ミドル名、洗礼名等の宗教上の名の別名併記を希望する者で、綴りが確認できる書類を用意できるもの。
- (i) 「H」又は「OU」等の長音表記を希望する者(事情説明書を提出させる。疎明資料

はなくとも可。)。

- (j) その他、渡航に当たり別名併記を記載することが望ましいと判断される者（外務省がその可否を判断するので、関係書類を外務省旅券課発給審査班に照会する。）。
- (注1) 別名併記を行うべきかどうか判断に迷う場合は、発給審査班に照会する。
- (注2) 別名併記に使用できる文字等は、アルファベット26文字及び記号4種類（コンマ、ハイフン、アポストロフィー、スラッシュ）である。
- (注3) 別名併記を行った場合には、対象となる理由（父親・母親が外国人、外国人との婚姻、外国籍からの帰化、二重国籍者、外国人との養子縁組、長い氏名等）、その綴り及び綴りの確認のため提示又は提出された疎明資料名、当該書類等の発行日付及び発行者を旅券発給等申請書裏面の官公庁記載欄に記入すること。

例：別名併記

当該綴り：HANAKO (ISABELLE)

疎明資料名：2006年3月20日付フランス国パリ市発行の出生証明書

その理由：父親がフランス国籍で戸籍に記載されていない名の表記を希望

(ホ) 戸籍上の氏名が日本名と外国名の組み合わせ又は複数の外国名で記載されている場合の表記

- (a) 非ヘボン式表記及び別名併記の綴りが確認できる書類により、複数ある氏名の間にコンマ、ハイフン、アポストロフィー、スラッシュが記載されている場合は、右記号を旅券面に記載する。

(例) フランセス-理恵 FRANCES-RIE

上記以外の記号又はスペースが記載されている場合は、その箇所にスペースを入れて記載する。

(例) フランセス・理恵 FRANCES RIE

フランセス 理恵 FRANCES RIE

- (b) 非ヘボン式表記及び別名併記いずれの場合においても、戸籍に連続して記載されても、申請者が旅券面にスペースを入れることを希望する場合は、スペースを入れた記載を認める。

(例) フランセス理恵 FRANCES RIE

(ヘ) 上記(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)が認められる場合は、一般旅券発給申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入させるとともに、官公庁記載欄右横の「非ヘボン」、「別名併記」、「長音表記」の該当欄をチェックする。

前回と同内容の表記の特例（非ヘボン式表記又は別名併記。）の申請が行われた場合であって、前回旅券（失効旅券を含む。）を疎明資料として提示できない場合であっても前回の申請書の官公庁記載欄に非ヘボン式表記又は別名併記の別、当該綴り及び疎明資料名が明記されている場合には、疎明資料の提出又は提示については省略することができることとする。

(注) 非ヘボン式氏名表記及び別名併記の申請の疎明資料を求める理由

旅券は外国の出入国管理当局や入国審査官等に対し所持人の国籍等を証明する文書であることにかんがみ、統一的な表記を行う必要がある上、旅券は戸籍謄本又は抄本に基づき発給しているため、旅券面の氏名も戸籍上の氏名をヘボン式で表記している。しかし、非ヘボン式表記の使用を希望する場合には、それが適当でありかつ必要性が認められる場合に認めることとしている。

また、外国での生活等において戸籍上の氏名に加え、別の氏名等を併せて表記しなければ支障を生ずる場合に対応して、審査の後に旅券に別名併記することを認めている。疎明資料は、その必要性等を審査するために求めるものである。

(ト) 旅券冊子面に印字できる文字数が I C A O (国際民間航空機関) で規定されているため、旅券面の氏名の欄に表記するローマ字数については、姓及び名は各々 31 文字以内 (別名併記及び括弧並びにスペース等を含む。) であり、機械読み取り部分は姓名合計して 37 文字 (別名は記載されないのでこれは除く。) 以内に収まることが必要である。

長い氏名、非ヘボン式又は別名併記いずれの場合においても姓、名が各々又は合計して上記文字数に収まらない場合は、一部イニシャルによる表記とするが、記載順序は戸籍の表記に従う。(注: 官公序記載欄に「長い氏名のためイニシャル記載」と記載する。)

(例) 戸籍上の氏名

姓: 田中

名: ジュリアン拳人フランソワ元親マリー

ヘボン式ローマ字 (申請書への記入)

姓: TANAKA 6 文字

名: JURIANKENTOFURANSOWAMOTOKAMARI 33 文字

非ヘボン式ローマ字 (一般旅券申請書裏面「旅券面の氏名表記」欄等への記入)

姓: TANAKA 6 文字

名: JULIENKENTOFRANCOISMOTOKAMARIE 33 文字

(この場合冊子印字可能文字数 37 文字を越えるため次のように改める必要がある)

姓: TANAKA 6 文字

名: JULIENKENTO F MOTOCHIKAMARIE 28 文字 (スペース 2 文字を含む)

又は

名: JULIENKENTOFRANCOISMOTOKIKA M 30 文字 (スペース 1 文字を含む)

又は

名: JULIENKENTOFRANCOIS M MARIE 27 文字 (スペース 2 文字を含む)

(チ) 欧州文字の取扱い

(a) 従来から、旅券面の氏名表記はアルファベット 26 文字で印字することとなっており、欧洲文字による表記は行わない方針であり、また、M R P の表記に関する I C A O の基準でもラテン・アルファベット 26 文字及び一部の記号に限定して使用可能文字種が規定されている。よって、欧洲文字については原則ウムラウト、アクサン等綴り文字と共に用いられる記号についてはこれを省略して表記 (例えば Ä は A, Ü は U, ß は E, ß は E 等) する。

(b) なお、例外措置として置き換えの必要性についての事情説明書の提出があり、疎明資料で欧洲文字が確認できれば、特に次の I C A O 基準で規定されたアルファベットの置き換えによる記載を認める。

[置き換え基準]

Ä	Å	Æ	IJ	Ñ	Ö	Ø	Ü	ß
AE	AA	AE	IJ	N	OE	OE	UE	SS

上記以外のアラビア文字、ロシア文字等で氏名表記されている場合は、当該国のラテン・アルファベットへの置き換えの習慣によるが、I S O (国際標準化機構) による国

際的に標準化された置き換え表も存在するため、置き換えにあたり判断が困難な場合は、個々の具体的なケースにつき外務省が判断する。

【参考例】

(例1) 姓の非ヘボン式表記及び名の長音表記を希望する例

佐藤洋子が韓国人金孝栄 (KIM HYOYOUNG) と婚姻し、戸籍上、「金洋子」となり、名にHの挿入を希望する場合 (夫の旅券でKIMの綴りを確認)

姓: KIM

名: YOHKO

(例2) 名の非ヘボン式表記 (記号の使用を含む。) を希望する例

日本人と韓国人夫婦の子供の名が情和 (ジョンワ) で JEONG-HWAとハイフンを記載する場合

名: JEONG-HWA

ただし、別名併記の場合

名: JONWA (JEONG-HWA)

(例3) 記号を含む別名及び記号を希望する例

日本人母山田とカナダ人父ダムール (D' AMOURS) との子供若菜ミリアム (戸籍の姓は山田) の例

姓: YAMADA (D' AMOURS)

名: WAKANA MIRIAM

(例4) 日本人女性がドイツ人デラ (DÖR RER) と婚姻し、戸籍上の姓をデラと変更し、欧州文字の置き換えを強く希望する例

姓: DOER RER

(3) 所持人自署欄

所持人自署欄に記入された署名は交付される旅券の署名欄にそのまま転写されるので、申請者本人の署名であること及び渡航中常に使用するものであることを確認する。

(4) 性別欄、生年月日欄

性別、元号に付された✓印が正確であるかどうか確認し、更に生年月日の数字がそれぞれ2桁で正確に記入されていることを確認する。生年月日は手数料区分及び旅券種類の確認に重要な項目であるので、十分に注意する。なお、戸籍上に生年月日が記載されていない者より申請が行われた場合は、不詳の年・月・日の該当部分の枠内に [××] を記入する。

(5) 渡航先欄

該当事案に当たる場合で申請書裏面の渡航先欄に記入される渡航先に対立関係地域が記入されているときは、どちらか一方を抹消させる。

ただし、抹消に応じない場合は、第7章2. (2) (イ) によるものとする。

5. 申請書の窓口記入欄、区分欄、確認欄、外務省コード欄、官庁コード欄、有効期間欄及び年齢記載欄の取扱い

一般旅券発給申請書 (10年用、5年用、記載事項変更旅券用) 及び一般旅券渡航先追加申請書の窓口記入欄、区分欄、確認欄、外務省コード欄、官庁コード欄、有効期間欄並びに年齢記載欄の取扱いは次によるものとする。

(1) 窓口記入欄

本欄は地域集計等を作成するために設けられたものであり、記入は「一般旅券作成業務処

理要領」によるが、地域コードについては必ず住民票の写し、又は住基ネットを利用できる場合には、住基ネット上の住所に基づき総務省指定の市区町村コードを用いて記入する。

ただし、居所申請の場合は同欄に「その他」のコード「999」を記入する。

(2) 区分欄

一般旅券発給申請書の区分欄の記入要領は次による。

(イ) 「該当なし」 (10年用及び5年用申請書)、「制限なし」 (記載事項変更用申請書)

(a) 「該当なし」 (有効期間が10年又は5年の旅券を新たに作成するとき)

- ① 申請書の前回発給旅券欄に有効な旅券番号等が記入されていないこと。
- ② 刑罰等関係欄の「はい」に√印が付されてないこと。
- ③ 他の該当事案 (下記 (ロ) ~ (ニ) 参照。) に該当しないこと。

以上のすべてが確認された場合は、本欄の枠内に√印を記入する。

(b) 「制限なし」 (現有旅券の有効期間満了日までの旅券を新たに作成するとき)

- ① 申請書の現有旅券欄に申請時に返納する有効な旅券番号等が記入されていること。
- ② 現有旅券の記載事項に変更があること (身分事項に変更はないが、氏名の表音・表記の変更が認められた場合も含む。)。
- ③ 刑罰等関係欄の「はい」に√印が付されていないこと及び他の該当事案 (下記 (ロ) 参照。) に該当しないこと。

以上のすべてが確認された場合には、本欄の枠内に√印を記入する。

(ロ) 「二重発給」

- ① 申請書の前回発給旅券欄 (現有旅券欄) に現在有効な旅券番号等が記入されていること。
- ② 法第4条の2のただし書の規定に該当することが認められること。
- ③ 下記 (ハ) 及び (ニ) に該当しないこと。

以上のすべてが確認された場合は、本欄の枠内に√印を記入する。

(ハ) 「訂正新規」 (10年用及び5年用申請書、有効期間が10年又は5年の旅券を作成するとき)

- ① 申請書の前回発給旅券欄に申請時に返納する有効な旅券番号等が記入されていること。
- ② 前回旅券の記載事項に変更があること (身分事項に変更はないが、氏名の表音・表記の変更が認められた場合も含む。)。

以上のすべてが確認された場合は、本欄の枠内に√印を記入する。

(ニ) 「切替新規」 (10年用及び5年用申請書)

- ① 申請書の前回発給旅券欄に申請時に返納する有効な旅券番号等が記入されていること。
- ② 前回旅券の記載事項に変更がないこと。
- ③ 前回旅券の有効期間が1年未満の場合、査証欄に余白がない場合、旅券を著しく損傷した場合及び法第11条第4号により有効期間内の申請が認められた場合のいずれかに該当すること。

以上のすべてが確認された場合は、本欄の枠内に√印を記入する。

(ホ) 「入力あり」

外務省コード欄内のコードの入力を行う場合は、区分欄の「入力あり」の枠内に√印を記入する。

、(ヘ) 「裏面あり」

旅券面の氏名欄については、上記4.(2)(ロ)～(ホ)に該当し、一般旅券発給申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄に記入があった場合には、区分欄の「裏面あり」の枠内に✓印を記入する。

(3) 確認欄

上記(2)(イ) (b) ～(ニ)に該当するものであって、現に所持する有効な旅券の記載内容が確認された場合は、前回発給旅券欄(現有旅券欄)の記入事項に誤りがないことを確認の上、「確認」枠内に✓印を記入する。

(4) 外務省コード欄

(イ) 「03 13条」

刑罰等関係欄の「はい」に✓印が付されている場合は、本項を○で囲む。

(ロ) 「04 対立地域」

申請書の前回発給旅券欄に現在有効な旅券番号の記入があり、第7章2.(2)の申請があった場合で対立地域渡航により二重発給が認められたときは、本項を○で囲む。

(ハ) 「10 別名併記」

上記4.(2)(ニ)に該当し、別名併記を認めるときは、本項を○印で囲む。

(ニ) 「11 非ヘボン」

上記4.(2)(ロ)から(ホ)に該当し、旅券面の氏名の非ヘボン式ローマ字記載を認めるときは、本項を○印で囲む。

(ホ) 「14 暗外確認」

戸籍上に記載されている生年月日が暦外の日付(例:閏年でない年の2月29日等)であるが、現に所持する有効な旅券に印刷されている生年月日が暦上の日付であるもので、新規旅券の発給にあたり従来の生年月日の記載を継続して希望する場合は、本項を○印で囲む。この場合、申請者には戸籍上の生年月日を申請書の当該欄に記載させ、旅券面に印字する生年月日を官公庁記載欄に記入しておく

(ヘ) 「15 暗外表示」

戸籍上の生年月日が暦外の日付であるもの又は不明のものをそのまま旅券面に印字する場合は、本項を○印で囲む。なお、生年月日が不明の場合は、不明箇所をX(エックス)でデータ入力し、旅券面に「X」表記することとなっている(例:XX JUL 1942)。

(ト) 「0A 別人」

原則として使用しないこと。

(チ) 「0B 失効」

原則として使用しないこと。

(リ) 「0C 解除」

原則として使用しないこと。

(ヌ) 「0D その他訂正」

旅券の記載事項に変更又は誤りがあり、申請又は職権による新たな旅券を発給する際、変更事項に氏名、本籍以外の事項(生年月日、性別)がある場合は、本項を○印で囲む。

また、「所有旅券記載事項不一致」エラーとなった場合で、現に所有する旅券の生年月日、性別のデータが誤っていた場合にも本項を○印で囲む。

(ル) 「0E 職権」

交付済み旅券の記載事項の誤りが官公庁側の責に帰すべき誤記であるため、申請に基づ

かずには處理を行う場合は、本項を○で囲む。

(ヲ) 「OG 再作成」

旅券の作成後交付前までの段階で入力ミス等による過誤旅券又は印画不良等による品質不良旅券（作成時の旅券の汚損、破損等も含む）であることが判明し、同一記載内容の旅券を作り直す場合は、本項を○印で囲む。

(ワ) 「OH 特例1」、「OG 特例2」、「OK 特例3」、「OM JICA」、「ON 永住」

原則として使用しないこと。

(5) 官庁コード欄

旅券システムから該当事案申請にかかる初期登録を行った際に付与される官庁コード（数字8桁）を記入する。

(6) 有効期間欄（12歳未満の手数料該当チェック欄を含む。）、冊子等欄

基本的には、旅券の有効期間のほか、申請の種別（新規又は記載事項変更）、大人・子供の別をデータ登録するための欄である。

(イ) 一般旅券発給申請書（10年用）については、「有効期間」欄の「10年」に予め✓印が印刷されているため、特に記入する必要はない。

(ロ) 一般旅券発給申請書（5年用）については、「有効期間」欄に「5年」及び「子供」の欄があるが、「5年」にのみ予め✓印が印刷されている。申請受理日時点で、当該申請者の年齢が満12歳未満に該当する場合は、「子供」のチェック欄に✓印を記入する。

(ハ) 一般旅券発給申請書（記載事項変更用）

「冊子等」欄に「5年」「10年」及び「記載変更」のチェック欄があり、申請者が申請時に返納した有効旅券の冊子の別（「5年」又は「10年」のいずれか）及び「記載変更」に✓印を記入する。

(7) 年齢記載欄

年齢記載欄は、一般旅券発給申請書の申請受理日時点における満年齢を申請者に記載することにより、10年有効旅券又は5年有効旅券の発給申請にあたり申請者が20歳以上の10年有効旅券取得要件を満たしているか又は12歳未満による5年有効旅券の手数料減額適用対象者であるかについて確認するものである。

申請者の申請書を提出する日の満年齢を記入させる。

なお、20歳以上の申請者が5年有効旅券の発給を希望して別記第2号様式を提出するときは、有効期間が5年の旅券の発給を希望する旨記載することが旅券法上必要であるので年齢記載欄の右側の欄の括弧内に「5」と記入させる。

また、申請者が記載事項変更旅券の発給を希望して別記第11号様式を提出するときは、有効期間を返納旅券の残存有効期間と同一とする旅券の発給を希望する旨記載することが旅券法上必要であるので、年齢記載欄の右側にある記載事項変更旅券発給希望欄の「申請する」に✓印を記入させる。

6. 受理番号の決定

(1) 受理番号の決定

上記4.及び5.の点検及び処理が終了した申請書は、申請書の受理年月日欄に受理年月日（西暦）及び、窓口記入欄を記入する。

受理番号は、以下のとおり各申請（届出）について暦年ごとに上2桁（暦年）に続く6桁の受理番号帯を定めているので区分けして使用する（各区分毎に更に小区分も可）。

申請種類	受理番号帯
新規 (10年用及び5年用)	yy000001～yy799999
紛失等届出	yy800001～yy849999
新規 (記載事項変更用) (注：平成26年3月 19日まで訂正)	yy850001～yy899999
渡航先追加	yy900001～yy949999
増補	yy950001～yy999999

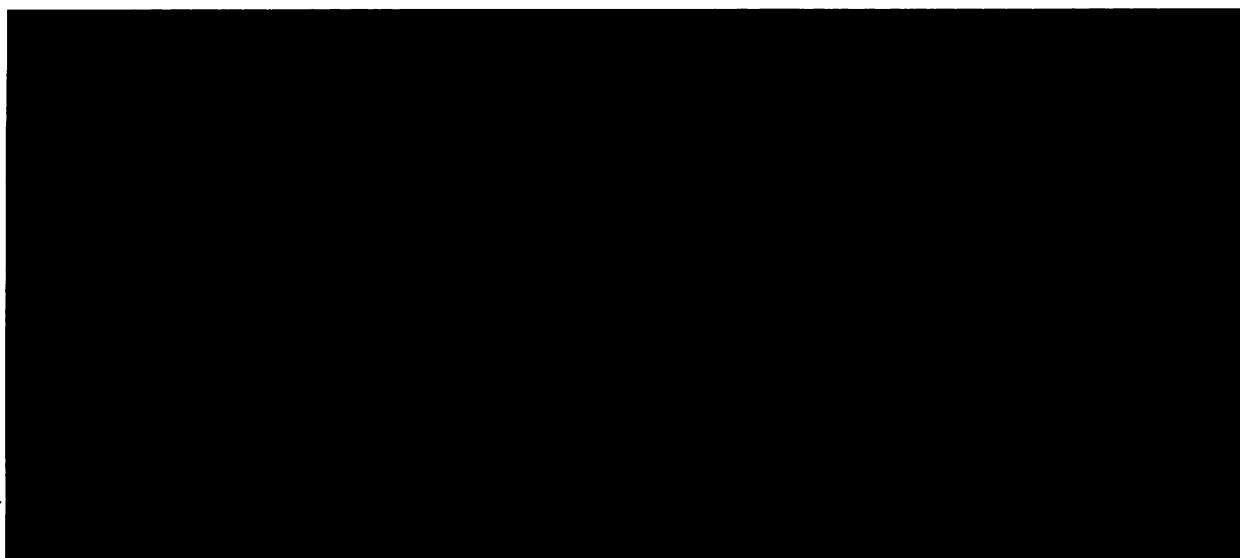
(注) yyは西暦の下2桁を示す。

(2) 受理票

申請書を受理したときは、申請者に対し、先に決定した受理番号、氏名、受理都道府県名、交付を受ける際の注意等が記入された受理票（様式を受領証（省令別記第5号及び第7号様式）の様式と合体したものとする場合は、受領証中の枠内余白を使用し適宜定めることとし、用紙サイズは必ずA4版を使用すること。）を交付する。なお、その際はできる限り交付予定日を同票に明示するものとする。

7. 受理後の取扱い

受理した申請内容を確認の上、速やかに外務省にデータ送信するものとする。また、旅券の作成後、誤記がないか否かを確認する。



第11章 渡航先の追加

1. 概要

渡航先追加の申請は、渡航先を特定して記載された限定旅券に対するものに限られる。この申請は、法第13条該当者及び対立関係地域に渡航しようとする者等であるが、渡航先追加により対立関係にある国が併せて記載されないよう注意を要する。また、渡航先追加の申請や相談があった場合は、国（地域）によっては査証、入国許可取得等に際し、旅券の残存有効期間が問題とされる場合があり、追加しても無意味になることがあるので、この点留意する。

2. 書類要件

渡航先追加の申請に当たり、提出すべき書類は次のとおり。

- (1) 渡航先追加を受けようとする旅券
- (2) 一般旅券渡航先追加申請書 1通

(注) 渡航先追加申請書の理由欄に渡航先追加を必要とする理由を詳細に記入（書き切れない場合には別紙に）させるものとする。

3. 書類の取扱い

- (1) 対立関係地域に渡航する者

渡航先追加の申請を受理した場合は、書類の審査を行った後、旅券システムにて該当事案初期登録を行い、同登録により付与された官庁コードを同申請書の官庁コード欄に記載の上、同申請書写を外務省旅券課管理班に送付し、外務省からの渡航先追加の連絡を待って同追加処理を行う。

- (2) 法第13条該当者

法第13条該当者については、渡航先追加申請書及び渡航先、渡航予定期間、追加理由を記載した渡航先追加願（様式任意）を提出せしめる。また、渡航先追加願余白に当該限定旅券の該当事案初期登録により付与された官庁コード及び管理番号を記載し、外務省旅券課管理班にFAX送信する。

4. その他

- (1) 受理後の取扱い

外務省における該当事案の審査結果を踏まえ処理する。なお、渡航先追加はデータ入力の必要はない。

- (イ) 許可の場合

許可された渡航先を確認の上、渡航先欄へタイプ処理する。追加後の旅券交付に際し

ては、限定旅券発給時に交付している書面（一般旅券の発給等に係る通知について）を用いて、その内容書面を交付する。

（ロ）不許可の場合

外務省が法第14条の規定に基づき書面を作成し都道府県旅券事務所に送付するので、申請者に交付する。

（2）身元確認及び出頭免除

身元確認については第3章3.（3）を、また、出頭免除については第4章2.以下を参照。

（3）ミス印字が生じた際の処理

追記欄へのタイプ処理は慎重に行う必要がある。しかし、右処理中にミス印字（損傷）が生じた場合には、原則として、ミス印字が発生した頁に配布済みの「CANCELLED」印を赤色で押印（頁左上より右下へ斜めに）した上で、別追記頁に新たにタイプ処理する。

この場合も渡航先追加申請分の手数料は徴収する。ただし、名義人が強く希望する場合は、新たに受理番号を採番して、職権で、有効期間を当該ミス印字した旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券を旅券事務所限りで新規発給する（手数料は渡航先追加申請分のみ徴収する。）。

第12章 記載事項の変更が生じた場合等の取扱い

1. 概要

旅券の記載事項に変更を生じた場合は、法第10条第1項の規定に基づき、現に所持している旅券を返納し、記載事項に変更が生じた事実を立証する書類（戸籍謄本又は抄本とする。ただし、届出直後に渡航の必要があり、新戸籍の編製が間に合わない場合には、戸籍謄本又は抄本を後日提出することを条件に訂正事項を確認できる受理証明書でもよい。）を提出の上、法第3条により新規発給の申請を行うが、その際、法第5条第4項及び省令第5条第4項の規定により、変更を生じた事項が名義人の氏名、性別、生年月日又は本籍の都道府県名である場合には、申請者の希望により、有効期間を申請に当たり返納する旅券の残存有効期間と同一とする記載事項変更旅券の申請を選択することも可能である。記載事項変更旅券を選択する場合の取扱いは下記2.によるものとする。

なお、旅券の記載事項又はICチップに記録された事項に官公庁側の過失によって生じた誤りがあることを知った場合には、以下3.のとおり職権による新規発給を行う。

2. 記載事項変更旅券

- （1）戸籍上、氏名、性別、生年月日又は本籍の都道府県名に変更があり、旅券の記載事項に変更を生じた申請者から希望があった場合は、省令別記第11号様式の一般旅券発給申請書（記載事項変更用）を提出して法第3条に基づき申請をさせる。同申請書を使用することで、申請時に返納された旅券と有効期間満了日が同一の旅券の作成が可能となる。
- （2）上記（1）の申請者には、新たに発給する旅券の残存有効期間及び手数料の観点から、訂正新規の申請についても案内する。特に（イ）年齢が満12歳未満の場合、（ロ）所持する

旅券の残存有効期間が1年未満の場合及び(ハ)所持する旅券が緊急旅券である場合は、記載事項変更旅券の申請又は発給後に訂正新規に変更したいとして取下げの申し出がなされるおそれがあることから、特に案内する必要がある。

(3) 改姓等により戸籍上の変更はあるが旅券の記載事項に変更はない場合(例:小野から大野への改姓後も旅券面の姓は〇〇〇で変更がない場合)は、訂正新規又は記載事項変更旅券のいずれの申請も行う必要がない。

また、一旦記載事項の訂正を行った者からの記載事項変更旅券の申請は受け付けられない(記載事項訂正後に戸籍に変更を生じた等のため訂正後の旅券記載事項に変更を生じている場合を除く。)。

ただし、そうした戸籍の変更にともなう署名の変更の希望がある場合又は過去に改姓等による記載事項の訂正を行った者から署名の変更の希望がある場合で、署名の変更が渡航上やむを得ないと認められるときは、切替で対応する(第7章3.(5)(ロ))。

(4) 戸籍上の変更を伴わない表音・表記の変更について、第10章4.(2)に基づきその変更が認められた場合についても、申請者から希望があれば、記載事項変更旅券の申請を認めて差し支えない。

(5) 申請書刑罰等関係欄の各質問の□に「はい」と✓印された事案及び都道府県知事においてこれらに該当すると思われる事案については、✓印された事案が元の旅券の申請時と同様であるか否かにかかわらず、第8章にしたがって対応する。

(6) 旅券作成に当たっての官庁側での申請書記載の取扱いについては、第10章5.を参照する。

(7) 記載事項変更旅券の作成は申請時に返納された旅券と同色の冊子を使用して行う。

(8) なお、記入済みの記載事項変更用申請書を持参した申請者が、窓口での申請受け付けの際10年用又は5年用の訂正新規への申請変更を申し出た場合には、申請書は所定の様式(10年用又は5年用)に書き直させるが、書き直しが難しい場合は持参した申請書をそのまま受理しても差し支えない。その場合は、申請書表面の記載事項変更旅券発給申請希望欄に印刷された「私は上記番号の……旅券の発給を希望します。」の文言から「上記番号の旅券と残存有効期間が同一の記載事項変更用」の部分を二重線で消した上で申請者に「10年用」又は「5年用」と記入させるとともに、申請書裏面の本人誓約・署名欄の「記載事項変更用の……発給を申請します。」の「記載事項変更用」を二重線で消して「10年用」又は「5年用」と記入させる。更に官公庁側では申請書右肩の「記載事項変更用」と書かれた囲みの文字を二重線で消した上で「10年用」又は「5年用」と記入した上で、必要に応じ、申請書上の区分欄、冊子と右欄の区分を10年用・5年用申請書の形式に準じて分かるように書き換える。旅券作成時には入力画面の有効期間欄を申請該当の項目(10年、5年又は子供)に指定して旅券を作成する。

(9) 未交付失効日はシステム上、有効期間満了日を考慮せずに表示されるので注意する。

3. 職権による旅券の発給

法第10条第3項の規定により、旅券の記載事項又はICチップに記録された事項の誤りが官公庁側の過失によって生じた誤記である場合には、申請に基づかず職権により新たに旅券を発給することにより処理を行う。

(1) 職権により発給する旅券

記載事項の誤りが官公庁側の過失によって生じた場合の旅券（以下「過誤旅券」という。）については、原則、職権で有効期間を当該過誤旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券を新規発給する。

ただし、当該期間が1年未満の場合には切替新規申請（手数料は申請者負担として、法第20条第1項第1号、第2号の手数料を徴収する。）とし、職権による発給は行わない。

なお、職権で発給を行う場合でも、記載事項の誤りが明らかに官公庁側の過失（作成データの入力ミス等）の場合を除き、申請者による申請書の記載ミスに起因する場合は、旅券の所持人から事情説明書（書式は任意。申請書にミス記載した事情、過誤記載に気付いた状況、旅券の交付後における当該旅券に起因するトラブルの有無等を記述。）を徴し事実確認を行った上で発給する。

(2) 職権による旅券の発給を行う場合の処理

以下のいずれの場合も、旅券作成は記載事項変更旅券の入力画面にて行う。

(イ) 申請書（10年用、5年用又は記載事項変更用）がまだ都道府県に保管されている場合は、同申請書右肩に「職権発給」と記入の上、新たに受理番号をとって処理する。

(ロ) 申請書が既に廃棄されている場合は、官公庁側において新たに記載事項変更用申請書に必要事項をすべて記入し（ただし、申請者の写真及び申請書の所持人自署欄に申請者の署名が必要）、一般旅券発給申請書の「申請書」を朱書きで「報告書」と書き換える。この場合も新たに受理番号をとって処理する。

(ハ) 職権による旅券発給を行う場合、申請書区分欄への記入及び作成時の入力は「制限なし」、「入力あり」とし、外務省コード欄については「0E職権」、更に変更事項に性別及び生年月日が含まれる場合は「0Dその他訂正」に○印を付す。前回旅券欄（現有旅券欄）には過誤旅券の旅券番号、発行年月日及びその旅券に記載の姓を記入し、作成時に入力することにより当該過誤旅券を自動的に失効させる。

(ニ) 上記(ロ)の場合は申請書裏面の申請年月日及び申請者署名は不要であるが、受理年月日を処理年月日と書き改め処理する。

(ホ) 切替申請があつた際に現有旅券が生年月日等を誤記した過誤旅券であることに気付いた場合には、職権による新規発給ではなく通常の切替発給とし、手数料を徴収する。

(3) 手数料の免除

職権発給の場合は手数料は徴収しない（法第20条第5項）。

4. その他

(1) 出頭免除

出頭免除については第4章2. 以下を参照。

(2) 返納旅券の廃棄

法第10条第1項及び第3項に基づき返納された旅券は、当該旅券に代わる新たな旅券が発行された後冊子のVO1D処理（破壊・廃棄方法は第7章3. (8) 参照）を行う。

なお、同条第3項により返納された旅券については原則として還付しない。

第13章 紛失一般旅券等届出書

1. 概要

法第17条第1項の規定により旅券の名義人は、当該旅券を紛失、又は焼失した場合には、遅滞なくその旨を届け出なければならず、法第18条第1項第6号の規定により、旅券名義人より同届出があったとき、当該旅券はその効力を失う。

2. 届出に必要な書類等

紛失一般旅券等届出書を届け出るに当たって、届出人が提出する書類及び写真については、省令第13条及び第15条により規定されているが、これを列記すると次のとおり。

(1) 紛失一般旅券等届出書 1通

(省令別記第15号様式。記入要領は第2章2. を参照)

(2) 旅券名義人の写真 1葉

(届出書に貼付する。第2章4. に準ずるものが望ましい。)

(3) 旅券の紛失又は焼失を立証する書類 1通

(警察の発行する紛失を届け出たことを立証する書類（同書類の入手が困難な場合には、警察署への届出受理番号を紛失一般旅券等届出書の紛失等の経緯欄に記載する。）、消防署又は市区町村の発行する罹災証明書のいずれか1通。同書類の入手が困難な場合には、その理由を詳細に記載した事情説明書をもってこれに代えて差し支えない。)

3. 身元確認の方法

(1) 身元確認の意義

身元確認とは、法第17条第3項の規定により「届出者が人違いでないこと及び届出者が紛失一般旅券等届出書に記載された住所又は居所に居住していることを確認する」ことをいう。

紛失一般旅券等届出書の受理に当たりこのような確認を行うことは、旅券が名義人の国籍と身分を証明する公文書であるという性質上、また、同届出により当該旅券の効力が失われることから、当然行われなければならないことである。

(2) 身元確認の書類

身元確認のために届出者から提示又は提出を求めることができる書類については、法第17条第3項の規定に基づき省令第15条第1項において次のとおり定めている。

(イ) 住民票の写し（提出の日前6か月以内に作成されたもの）

(注1) 届出書及び住民票の写し（住基ネットが利用できる場合には、住基ネット上の住所は一致していなければならない。）

(注2) 同一世帯に属する複数の者が同時に紛失（焼失）の届出を行う場合には、住民票の写しは1通でよい。

(ロ) いずれか一つ（場合によっては二つ）を提示又は提出させることのできる本人確認書類（原本）（第3章2. (1) (ロ) を参照。）

(3) 身元確認書類の提示又は提出を省略できる場合

省令第15条第3項において、申請者が一時帰国者の場合は、省令第2条第1項に定める書類に代えて、都道府県知事が適當と認める書類の提示又は提出を求めることとなっている。

省略しうる場合については、第3章3. を参照。

4. 出頭免除

出頭免除が認められる場合は、法第17条第2項の規定に基づき、省令第14条第2項で省令第7条第3項、第5項及び第6項を準用すると定めている。

名義人より、届出時の出頭を免除してもらいたい旨の申出がある場合には、省令別記第16号様式の「紛失一般旅券等届出時出頭免除願書」を疎明資料（病気の場合は医師の診断書、身体障害者の場合は身体障害者手帳等）と共に提出させる。

なお、出頭免除の可否判断については、第15章2. (4) を参照。

5. 居所での届出

居所での届出は、第5章の「居所申請」に準じて取扱うこととする。なお、別添様式3の「居所申請申出書」は「居所届出申出書」と読み替えて使用する。

6. 届出書記載事項の点検

(1) 一般的注意事項

届出書はIC旅券作成機の入力端末で機械読み取りを行い、外務省に電子送信されるので、届出書に誤記があった場合は、迅速な失効処理に支障をきたすおそれもあるため、都道府県においては点検を慎重に行うことが必要である。

届出書は機械読み取り用であるので、届出書を折らないよう、届出者等に対し適宜指導する。

(2) 特に注意する事項

(イ) 紛失（焼失）した旅券に関する記載欄

(a) 「この届出を行う理由」欄の✓印の記入が正確であるかどうか確認する。

(b) 本届出によって、当該旅券は効力を失うので、「紛失、盗難又は焼失のあった旅券」欄の旅券番号及び発行年月日については、必ず検索を行い正しく記入する。

(ロ) 紛失等の経緯記載欄

紛失、焼失又は盗難被害の時期、場所、状況等を具体的に記載するよう指導する。

7. 受理番号の決定

上記6. の点検が終了した届出書は、届出書の受理年月日欄に受理年月日を西暦（下2桁）にて記入する。また、分室がある都道府県庁にあっては、窓口記入欄の分室コード枠内に2桁のコードを記載し分室ごとに受理番号を記入する。

受理番号は、暦年ごとに上2桁（暦年）を使用する。

8. 受理後の取扱い

受理した届出は、その内容を速やかに外務省にデータ送信するものとする。

9. 届出書等の保管

紛失一般旅券等届出書（含、立証書類）は外務省に送付する必要はない。受理日より6か月間は都道府県で保存の上廃棄する。なお、保管場所等の関係により6か月の保存が困難な場合には、受理日後3か月を経過したものについては、順次廃棄して差し支えない。

第14章 査証欄の増補

1. 概要

法第12条第1項の規定に基づき、査証欄に余白がなくなったか否かを問わず、申請者が求める場合には、1旅券冊子につき1回に限り査証欄の増補ができる。また、新規発給申請と同時に申請を行うこともできる。

2. 書類要件

増補申請に当たり、提出すべき書類は次のとおり。

- (1) 増補を受けようとする旅券
- (2) 一般旅券査証欄増補申請書 1通

第15章 旅券の交付

1. 概要

都道府県における旅券交付の態様には次の3つの場合がある。

- (1) 交付時の本人の出頭を要する法第8条第1項（新規発給）の規定による交付
- (2) 上記（1）の交付について出頭免除が認められる法第8条第3項の規定による交付
- (3) 代理受領の可能な法第9条第3項（渡航先追加）及び法第12条第3項（増補）の規定による交付

2. 新規発給旅券の交付

- (1) 未交付失効の時点（法第18条第1項第2号）の解釈

法第18条第1項第2号は、未交付による旅券失効の時点を「旅券の発給を申請した者が当該発行の日から6月以内に当該旅券を受領しない場合には、その6月を経過したとき」と規定している。旅券が失効する時点は、特定の発行日を基準に6月を経過した日がその期限であり、民法第140条及び第143条により、発行日の翌日から起算し、起算日に応当する日の前日という特定の暦日がその最終日となる（4月1日の発行であれば10月2日に失効する）。また、最終有効日が休日等である場合には、「行政機関の休日に関する法律」第2条に基づき休日の翌業務日を最終有効日とする。

- (3) 交付

(イ) IC旅券交付時に、交付窓口においてIC旅券交付窓口端末機をもって本人にICに記

録されている情報及び I C の正常な動作の確認を求める。

- (ロ) 旅券に転写された署名が本人の署名であり、かつ外国渡航に当たって常時使用するものであることを再度口頭にて確認する。
- (ハ) 省令別記第5号様式の一般旅券受領証（新規発給の場合とその他の場合とでは様式が異なる。）と引換えに当該一般旅券を本人に手交する。受領証には、法第20条第1項により定められた手数料に相当する額の収入印紙と各都道府県の条例により定められた手数料に相当する当該都道府県証紙（当該都道府県で定められた方法による。）を貼付させ、必ず本人の面前で消印を行う。
- (ニ) 法第20条第5項の規定により手数料の納付を要しない事案（有効期間を過誤旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券の発給を必要とする原因が官公庁の過失によって生じた場合。）については、受領証及び申請書の官公庁記載欄に「法第20条第5項該当」と記入する。
- (ホ) 旅券交付後、遅滞なく旅券システムにより交付日の登録を行う。（下記3.の場合も同様。）

(4) 出頭免除

法第8条第3項により申請者の出頭を免除できる場合は、臓器移植や特殊な手術のため外国に渡航する必要があり、又は身体の障害により出頭が困難な場合であって、その者の身元が明らかなときである。なお、国内においては、交通至難の事情による出頭免除は認めない。

申請者より、交付時の出頭を免除してもらいたい旨の申出がある場合には、省令別記第6号様式の交付時出頭免除願書を疎明資料（病気の場合は医師の診断書、身体の障害の場合は身体障害者手帳等）と共に交付に先立って提出させるものとする。都道府県は出頭免除を相当とする場合は、原則として職員の派遣をもって交付するものとする。

(参考)

旅券手数料の種類	国への納付額 (円)	都道府県手数料の 標準額(円)
10年有効旅券の発給	14,000	2,000
5年有効旅券の発給	9,000	2,000
12歳未満の者（注）への旅券 発給	4,000	2,000
記載事項変更旅券の発給	4,000	2,000
限定旅券の発給	4,000	2,000
渡航先の追加	1,300	300
査証欄の増補	2,000	500

(注) 旅券手続における年齢計算は、申請者本人の誕生日の前日の申請手続から一歳加算し

て取り扱う（その理由は、「第2章1.（1）」の注書きを参照。）。

3. 渡航先の追加又は査証欄の増補をした旅券の交付

（1）代理受領を認める場合

法第9条による渡航先の追加及び法第12条による査証欄の増補の場合は、申請者が指定した者（以下「代理受領者」という。）が出頭し、当該一般旅券の交付を受けることが可能である。

（2）代理受領者の適格性

代理受領者は、省令第7条第6項のとおり、自己の行為の責任をわきまえる能力を有する者でなければならない。また、代理受領者の身分証明書等、その身分及び住所を確認するための書類の提示又は提出を求めることができる。

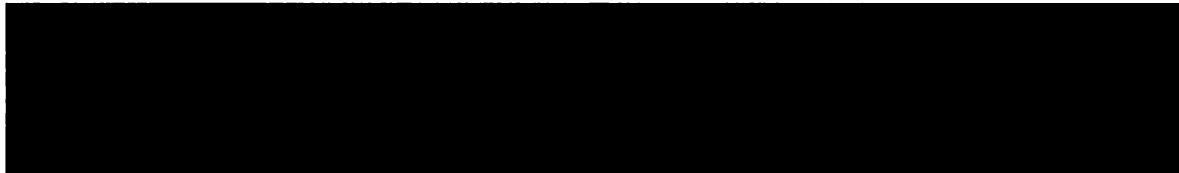
（3）受領証

（イ）渡航先追加又は増補の場合の受領証は省令別記第7号様式によるものとし、かつ、代理受領の場合は同様式の下半分の記載が必要である。

（ロ）郵送による交付は一切認めない。

4. 旅券の二重発給の場合

旅券の二重発給が認められる場合及びそれに関連する取扱いについては、第7章で説明したとおりであるが、旅券の交付に当たっては、次のとおり措置するものとする。

- （1）現に所持する有効な旅券（以下「当初旅券」という。）を保管の上、新たに発行された旅券（以下「別発給旅券」という。）を交付する場合は、別添書式例4の保管証を申請者に交付し、保管する当初旅券は、申請者が別発給旅券を返納する時に返還する。
- （2）別発給旅券の申請を当初旅券の返納を条件として受理した場合は、当初旅券の返納を受けてから、別発給旅券を交付する。
- 

5. 旅券還付の際のVOID処理

法第19条第6項の規定により失効した旅券を名義人に還付する場合には、写真の顔部分に穴があかないように注意して、表紙から6頁（追記欄）までVOIDせん孔機により孔あけを行い、査証頁を避け、ICシート頁のICチップ部分についてVOIDせん孔機等（手動、自動）によって破壊し、原則ICシート頁の除去・回収を行わない。なお、IC旅券でない旅券のVOID処理についても表紙から6頁（追記欄）までせん孔を行い、査証頁は孔あけを行わない。

6. 在留届提出の案内

法第16条（外国滞在の届出）の規定により、同一渡航先に3か月以上滞在する者は、渡航後在留地を管轄する在外公館（又は最寄りの在外公館）に在留届を行うことが義務づけられているので、これに該当する渡航者については、旅券発給申請受理の際「要在留届」のゴム印を申請書右上欄外に押印し、旅券交付の際、在留届の提出は、事故発生時における在留邦人保護

の万全を期するため不可欠である旨説明しつつ、インターネット（O R R ネット）での在留届の提出について案内する。

7. 旅券の紛失・盗難に対する注意喚起

外務省においては従来から添乗員の不注意等により旅券の一括大量盗難事件を引き起こした旅行業者に対し、当該業者が遠隔地に所在するか否かを問わず全て外務省への出頭を求め、厳重注意してきており、かかる業者に対しては、「添乗員であれ顧客の旅券は原則として預からない。」との基本原則を確立すべく社内教育を徹底するよう求めている。旅行業者においては事態の深刻さに対する認識が深まり、旅券の厳重管理体制の確立に抜本的に取組みを行っているが、旅行業者への指導を補完すべく、個々の海外渡航者に対し旅券の厳重管理につき注意を促すことが重要である。このため、別添資料6を参考にして適宜注意書き（可能であれば、旅券の交付時に一枚のパンフレットとして旅券に折り込み、配布。）を作成の上、人目につく掲示板等に貼出しを行うとともに、海外旅行トラブル予防ビデオの活用を図る。

第17章 その他

1. 申請書類等の保存期間

(1) 一般旅券発給申請書（10年用、5年用及び記載事項変更用。戸籍謄本又は抄本を含む。）
旅券発行日より6か月間保存の上廃棄する。なお、保管場所等の関係により6か月の保存
が困難な場合には、旅券交付後3か月を経過したものについては、順次廃棄して差し支えな
い。

(2) 一般旅券渡航先追加申請書

データ入力後受理年月日から6か月間保存の上廃棄する。

(3) 一般旅券査証欄増補申請書

旅券交付後廃棄して差し支えない。

(4) 各種受領証は6か月間保存することが望ましい。

(注) 廃棄する際は、個人情報保護の観点にかんがみて外部に情報が漏れることのないよう
十分注意の上、焼却等適宜処分する。

2. 旅券に係る個人情報保護と情報開示の範囲

(1) 旅券事務と「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情
報保護法」という。）との関連

外務省が保有する旅券管理マスタファイル（以下「ファイル」という。）は同法で規定す
る「個人情報ファイル」に該当する。また、ファイルの「保有機関」は外務省であり、都道
府県はこの機関に含まれない。

(2) 情報の利用（都道府県で検索等が認められる範囲）

(イ) 一般旅券発給時の前回発給旅券に関する検索

(ロ) 紛失一般旅券等届出書届出時の旧旅券番号等の照会

(ニ) 人道上の理由による親族からの照会

(3) 情報の開示

(イ) 行政機関個人情報保護法においては、自己を処理情報の本人とする処理情報の開示を書
面により請求することができると規定されているが、この開示請求は外務大臣に対しての
み行えるので、都道府県の旅券窓口において申立てる者が過去に取得した本人の旅券番号
が知りたい等の理由で開示請求を行いたいと考えられる場合には、一旦、外務省旅券課発
給審査班へ連絡するよう伝える。外務省旅券課にて内容を精査した後、必要に応じて外務
省情報公開室等を案内する。

なお、法定代理人も開示請求を行えるので留意する。

(ロ) 申請者からの交付前の旅券番号等についての照会には応じられない。

3. 都道府県本官職員の配置

都道府県において旅券事務を担当する職員の中には、正規の職員以外にも、臨時職員、嘱託職員、委託職員等種々の雇用形態があるが、都道府県における旅券事務は都道府県知事が外務大臣から法定受託しているものであり、旅券法上、申請受理、交付等の事務は都道府県知事が行うこととなっている。このような旅券法の趣旨にのっとり、責任ある発給体制を確保する観点から、都道府県の旅券窓口には正規職員を配置し、申請者との関係においても必要に応じて正規職員が対応できる体制を確保することが望ましい。

なお、旅券事務は個人情報を扱う業務であり、また旅券には対偽変造技術を施していることから、嘱託や委託職員等といえども守秘義務を徹底するものとする。

4. 土日開庁

(1) 旅券事務は、都道府県知事が旅券法令に基づき外務大臣から法定受託している事務であり、外務大臣が発行する旅券を国民に発給するということから可能な限り全国的に統一した運営を行っていくことが望ましく、その事務処理においても、外務省と都道府県との間で密接な連絡体制を維持していくことが肝要である。

また、土日開庁を行うことにより旅券発給に際しての「厳格な本人確認」がおろそかになるようなことは、不正取得防止の観点からもあってはならないことである。

(2) 上記(1)の趣旨に則り、都道府県において土日開庁を検討する場合には、次の諸点につき十分な措置を講ずることとする。

(イ) 責任ある発給体制を確保するため、土日といえども責任ある管理職を配置し、施設維持についても十分な措置を講ずる。

(ロ) 土日は、交付以外の事務は、望ましくない。

(ハ) 標準処理期間との関係では、土日は受領証の交付予定日とはしない。よって、土日に交付が可能となるのは、交付予定日がその前の金曜日の旅券までとなる。

5. 平日の申請受付時間の延長

都道府県において、特段の事情があり、申請受付時間を延長する場合には、次の基準による。外務省は、都道府県からの申請受付延長時間帯における各種照会などに対応するため、平日午後7時まで所要の体制を取ることとする。

(1) 申請受付時間の延長は、交付時間の延長と異なり、外務省と都道府県が一体となった審査体制で行っていくものとする。

(2) 申請受付時間の延長については、都道府県が各々の個別事情を踏まえて決めることとするが、その決定に当たっては、外務省が対応可能な時間及び繁忙期における受付時間終了時の申請を行おうとする人の残留状況などを考慮するものとし、実施に際しては責任ある体制を取ることとする。

(3) 都道府県が申請受付時間の延長を行おうとする場合は、延長によって追加経費が発生しても、その旅券事務経費全体が当該都道府県の現行手数料の範囲内で賄われることが望ましい。

6. 旅券窓口等所在地及びホームページ等の変更

都道府県において、旅券窓口等の所在地及び連絡先が、一時的な場合も含めて変更があった場合、及び都道府県で運営している旅券関係ホームページに変更があった場合は、変更後の所在地等に関する情報とともに、外務省旅券課総務班に連絡する。

7. 旅券サーバでのデータ検索

24時間検索可能である。個人情報保護の観点から、データ検索は都道府県職員が行うこと が望ましい。

8. 都道府県との会議及び研修

(1) 目的

外務省は、旅券事務が旅券法令の規定に基づき統一的かつ適正に処理されることを確保することを目的として、都道府県旅券事務担当職員に対する各種研修及び都道府県との各種会議を開催するものとする。

(2) 会議及び研修

(イ) 研修

(a) 都道府県旅券事務担当新任者研修（年2回）

旅券事務担当経験1年未満の職員を対象とする。

(b) 都道府県旅券事務担当中堅職員研修（年1回）

旅券事務担当経験1年以上の係長以上又はこれに準ずる中堅職員を対象とする。

(c) 業務端末機操作講習（旅券システム更新の都度及び必要が生じたとき）

機器の取扱責任者及び運用担当者を対象とする。

(d) IC旅券作成機操作講習（必要が生じたとき）

機器の取扱責任者及び運用担当者を対象とする。

(ロ) 会議

(a) 都道府県旅券事務主管課長会議（年1回）

外務省が、都道府県旅券事務主管課長会議幹事会の結果を踏まえ、都道府県旅券事務主管課長を招集し、旅券行政の基本的実施にかかる内容につき政策決定することを目的とする会議である。

(b) 都道府県旅券事務主管課長会議幹事会（年1回）

外務省が、大規模発給県及び各ブロック幹事県の旅券事務主管課長を年1回招集し、旅券行政全般にわたる問題を討議し、その結果を都道府県旅券事務主管課長会議に反映させることを目的とする会議である。

(c) 都道府県ブロック会議（ブロック別に年1回）

外務省が、下記の6ブロック別に所属各県から旅券事務担当者を年1回招集し、旅券事務における問題点等について討議することを目的とする会議である。

- ①北海道・東北ブロック
- ②関東・甲信越ブロック
- ③東海・北陸ブロック
- ④近畿ブロック
- ⑤中国・四国ブロック
- ⑥九州ブロック

9. 旅券名義人が希望する場合の失効処理

有効旅券の名義人本人から、今後渡航の予定がなく旅券が不要となった等の理由により当該有効旅券の失効処理の希望がある場合には、「いったん失効処理を行った場合、たとえ当該旅券の有効期間中であっても失効処理の取消しを行うことはできない。失効処理後、事情の変更

等により旅券が必要となった場合には、新規に申請を行う必要がある。」旨十分説明する。

他方で、行政一般理論上、授益的な行政行為に関しては、本人の同意がある場合には、個別に法律の規定がなくとも撤回が可能であると考えられている。したがって、所持人本人が、上記説明にもかかわらず失効処理を希望する場合には、名義人の氏名、連絡先、失効処理を希望する旅券の種類、番号、発行年月日、発行官庁及び失効を希望する理由等を記載した「旅券失効願い書」（様式任意）並びに当該有効旅券の提出を求め、外務省旅券課発給審査班に照会した上で、当該旅券冊子のV.O.I.D処理（破壊・廃棄方法は第7章3.（8）参照）を行う。この場合、本人が希望する場合は、当該旅券名義人に還付して差し支えない。

失効処理を行った旅券については旅券システムにおいて「返納及び失効」処理を行う。

10. 旅券名義人が死亡した場合の失効処理

有効旅券名義人が死亡し、家族より当該旅券の返納の申出がある場合には、戸籍謄抄本等から旅券名義人の死亡を確認した上で、当該旅券冊子のV.O.I.D処理（破壊・廃棄方法は第7章3.（8）参照）を行う。その際、家族が希望する場合には、当該旅券を家族に還付して差し支えない。

V.O.I.D処理を行った旅券については旅券システムにおいて「返納及び失効」処理を行う。

12. 帰国ための渡航書

「帰国ための渡航書」（以下「渡航書」という。）は法第19条の3及び省令第18条の規定により、旅券に代わる渡航文書として、比較的簡易な手続により帰国を希望する者を確実に帰国させる目的で発給するものである。

（1）渡航書の発給態様及び効力

在外公館が発給する渡航書は、（イ）本人の申請に基づく発給（例：旅券の紛失、外国で出生、旅券の有効期間満了、旅券の損傷等）と（ロ）申請に基づかない発給（職権発給）がある。

渡航書は、有効期間が満了したとき又は渡航書にて名義人が本邦に帰国したときに失効する。

（2）渡航書の提示があった際の留意点等

申請者から渡航書の提示があった場合は、どのような理由で渡航書の交付を受けたかを本人に確認する。

（イ）旅券の紛失又は盗難により渡航書で帰国した者

旅券サーバにより発給事実検索を行い、紛失旅券の効力を確認する。紛失旅券の効力が「無」と表示されていれば、通常の旅券発給処理が可であるが、紛失旅券の効力が「有」の場合は、外務省旅券課発給審査班に照会する。



(3) 渡航書の取扱い

渡航書には返納の義務はないので、提示された渡航書は名義人に返却して差し支えなく（V O I D 処理は不要），名義人が返却を希望しない場合は廃棄処分して差し支えない。

(別添様式3)

居 所 申 請 申 出 書

平成 年 月 日

外務大臣 殿

申請者氏名: _____

私は、現在下記1. を居所としておりますが、下記2. の理由により、右居所を管轄する_____知事を経由して、一般旅券の発給の申請をしたく下記のとおり申し出ます。

記

1. 居所に関する所要事項

次の申請者の区分(1)～(5)のうち、該当するものに丸印を付け、当該区分に所要事項を記入して下さい。

(1) 一時帰国者

職業:

在留国の住所: _____ 国 _____ 州 _____ 市町村

同上外国文: _____

電話番号: _____

在留期間: _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(元号、西暦のいずれでも可。以下に同じ。)

日本帰出国: 帰 国 日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

出国予定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 単身赴任又は長期出張者及び季節労働者

居所の所在地: _____

電話番号:

上記所在地が居所となった日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記所在地が今後居所であり続ける予定期間: _____ 年 _____ か月

(3) 学生又は生徒

居所の所在地: _____

電話番号:

上記所在地が居所となった日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記所在地が今後居所であり続ける予定期間: _____ 年 _____ か月

(4) 船 員

船舶の名称、所属会社及び停泊地: _____

電話番号: _____

(5) その他: _____

電話番号: _____

2. 居所申請を必要とする理由を具体的に記入して下さい。

(注) 一時帰国者以外の申請者は、一般旅券申請書に必要な書類一式の他に居所証明書等居所を立証する書類が必要です。

氏名表記変更に関する海外渡航経緯追加質問書

* 表記の変更については、変更前の氏名で海外に渡航、滞在した際に、渡航先国又は地域からその領域内に入ることを禁止されていないか確認する場合がありますので、その際の資料として、この書類を提出して頂く必要があります。

* 次の各事項に該当しているか否か、□に✓をつけ、下線部分を記入してください。

1. 過去に渡航したことのある国又は地域

- ・出国時期（正確に）：_____
- ・国又は地域：_____
- ・その時に使用した旅券上の情報

氏名：_____ □男 □女

旅券番号：_____

2. 前記1の国又は地域から上陸拒否、強制退去、又は出国命令を受けた事実の有無

□なし

□あり（注：以下の点を明らかに願います。）

□上陸拒否 □退去強制 □出国命令

- ・再度の入国を禁止されている時期：_____年_____月_____日まで

- ・理由：_____

（注）虚偽を記載した場合、旅券法第23条第1項第1号の規定により、5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されることがあります。

【官公庁記載欄】

- ・一般旅券発給申請書等受理日：_____年_____月_____日
- ・前回氏名での発給記録：□ 漢字検索済み
- ・「刑罰等関係欄」との齟齬：□ 齟齶無しを確認

(別添様式6)

都道府県知事 殿

事情説明書兼確認書

私は、この度、以下に記載のとおり、長期の渡航に必要な滞在査証・在留許可証の取得のため、旅券の切替発給申請を希望します。

なお、今回の申請は外国政府からの入国等制限を逃れるために行うものではありません。また、今回の申請は旅券の残存有効期間が1年以上あるにもかかわらず、私本人の都合により切替を希望するものであり、切替に際し残存有効期間分の手数料の還付はないことを理解しております。

1 渡航先等

(1) 国(または地域)名:

(2) 滞在地(州市):

(3) 査証申請を行う予定の駐日外国公館名: 国大使館、総領事館
(所在地:)

2 渡航・滞在目的

就労

・現地の所属企業等の名称 →

留学

・留学先の学校名 →

ワーキングホリデー

その他()

3 渡航先における滞在予定期間

20 年 月 ~ 20 年 月

4 本邦出発予定日

20 年 月頃

5 所持している旅券に関する事項

- (1) 現在所持する一般旅券の種類： 10年用 5年用
(2) 旅券番号： (20 年 月 日発行)
(3) 現在の残存有効期間： 年 月

以上、相違ありません。

平成 年 月 日

申請者署名 :

(別添書式例 1)

平成 年 月 日

外務大臣 殿

法定代理人氏 名

住 所

連絡先

旅券申請同意書

私の (続柄) である (氏名) が一般旅券発給申請をすることに
同意します。

(別添書式例 2-1)

官庁コード

渡航事情説明書

外務大臣殿

私は一般旅券発給申請書の刑罰等関係欄の□に「はい」と記入しましたところ、詳細につき下記3. のとおり、申告します。

1. 申請者に関する事項

氏名 (ヨミカタ)

生年月日

本籍地

現住所

電話番号

職業

勤務先

住所/電話番号

2. 渡航に関する事項(以下内容を疎明する資料を添付:日程表, 出張命令書等)

渡航目的

渡航先
(経由地を含む)

渡航予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(参考: 査証取得等に必要と見込まれるおおよその日数:)

渡航の必要性(注:渡航しなければならない理由について詳細に、書ききれない場合は別紙可)

(別添書式例 2-1)

(1号関連)

3. 事由の詳細

外国官憲から入国拒否、退去命令を受けたことがある場合又は外国において処罰されたことがある場合(旅券法第13条第1項第1号関連)

(1) 時期・場所

(2) 違反とされた事実関係の詳細(複数ある場合は個別に記載する<別紙可>)

(3) 処分の内容(刑事・行政処分。処分の内容を示す文書の有無、有る場合:提出の可否(否の場合の理由))

(4) 関係者(例えば犯罪の場合の共犯者)の有無

(5) 帰国の時期・方法(自費・国費・相手国政府の費用、渡航文書:所持旅券、帰国のための渡航書<職権発給>の別、自主出国<通告の有無>、強制送還)

(6)(再)入国禁止措置の有無(有る場合は右期間及び言い渡しの形態<文書又は口頭>、文書が有る場合添付(添付できない理由))

4. 過去の旅券取得歴

あり 旅券の種類 一般旅券・限定旅券

旅券番号 _____

発行年月日 _____

失効・都道府県に返却・その他()

なし

上記申告のとおりで相違ありません。

平成 年 月 日

氏名(自署) _____

官庁コード

渡航事情説明書

外務大臣殿

私は一般旅券発給申請書の刑罰等関係欄の□に「はい」と記入しましたところ、詳細につき下記3. のとおり、申告します。

1. 申請者に関する事項

氏名 (ヨミナ)

生年月日

本籍地

現住所

電話番

職業

勤務先

2. 游覧に関する事項(以下内容を補明する資料を添付・日程表・出張会議等)

游航目的

渡航先 (経由地を含む)

渡航予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(参考:査証取得等に必要と見込まれるおおよその日数)

渡航の必要性(注:渡航しなければならない理由について詳細に、書ききれない場合は別紙可)

(2号関連)

3. 事由の詳細

現在日本国法令により、犯罪の容疑で起訴され、判決確定前の状態の場合
(旅券法第13条第1項第2号関連)

(1) 罪名

(2) 係属裁判所名

(3) 起訴された時期

添付書類：起訴状の写し

保証中の場合：保証許可決定書と(海外)旅行の許可通知書

控訴中の場合：一審の判決賛本と控訴申立書及び控訴趣意書(提出済みの場合)

上告中の場合：一審・二審の判決賛本と上告申立書

4. 過去の旅券取得歴

あり 旅券の種類 一般旅券・限定旅券

旅券番号 _____

発行年月日 _____

失効・都道府県に返却・その他()

なし

上記申告のとおりで相違ありません。

平成 年 月 日

氏名(自署) _____

(別添書式例 2-3)

官庁コード

渡航事情說明書

外務大臣殿

私は一般旅券発給申請書の刑罰等関係欄の□に「はい」と記入しましたところ、詳細につき下記3. のとおり、申告します。

1. 申請者に関する事項

氏名 (ヨミカタ)

生年月日

本籍地

現住所

電話

職業

勤務先

2. 游覧に関する事項(以下内容を確認する資料を添付: 日程表、出張会員書等)

渡航目的

渡航先
(経由地を含む)

渡航予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月
(参考: 証取扱い等に必要と見込まれるおおよその日数: 日)

渡航の必要性(注: 渡航しなければならない理由について詳細に書ききれない場合は別紙可)

(別添書式例2-3)

(3号関連)

3. 事由の詳細

現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止、執行猶予、又は保護観察の処分を受けている場合。また、刑の執行を受けなければならない状態にある場合
(旅券法第13条第1項第3号関連)

(1) 罪名

(2) 裁判所名

(3) 判決年月日・判決の内容

添付書類：判決副本(注：判決確定日が記載されていることを確認)
仮釈放中の場合：仮釈放許可決定書

4. 過去の旅券取得歴

あり 旅券の種類 一般旅券・限定旅券

旅券番号 _____

発行年月日 _____

失効・都道府県に返却・その他()

なし

上記申告のとおりで相違ありません。

平成 年 月 日

氏名(自署) _____

官庁コード

渡航事情說明書

外務大臣殿

私は一般旅券発給申請書の刑罰等関係欄の□に「はい」と記入しましたところ、詳細につき下記3. のとおり、申告します。

1. 申請者に関する事項

氏名 (ヨミカタ)

生年月日

本籍地

現住所

・電話番号

職業

勤務先

住所/電話番号

2. 渡航に関する事項(以下内容を疎明する資料を添付:日程表, 出張命令書等)

渡航目的

渡航先 (経由地を含む)

渡航予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(参考: 査証取得等に必要と見込まれるおおよその日数:)

渡航の必要性(注:渡航しなければならない理由について詳細に書ききれない場合は別紙可)

(4号関連)

3. 事由の詳細

旅券法に違反して有罪となり、判決が確定したことがある場合
(旅券法第13条第1項第4号関連)

(1) 罪名

(2) 裁判所名

(3) 判決年月日・判決の内容

添付書類：判決謄本(注：判決確定日が記載されていることを確認)

仮釈放中の場合：仮釈放許可決定書

罰金刑の場合：罰金納付(日)が確認できる書類

4. 過去の旅券取得歴

あり 旅券の種類 一般旅券・限定旅券

旅券番号 _____

発行年月日 _____

失効・都道府県に返却・その他()

なし

上記申告のとおりで相違ありません。

平成 年 月 日

氏名(自署) _____

官庁コード

渡航事情説明書

外務大臣殿

私は一般旅券発給申請書の刑罰等関係欄の□に「はい」と記入しましたところ、詳細につき下記3. のとおり、申告します。

1. 申請者に関する事項

氏名 (ヨリイニ)

生年月日

本籍地

現住所

電話番号

職業

勤務先

住所/電話番号

2. 渡航に関する事項(以下内容を疎明する資料を添付:日程表, 出張命令書等)

渡航目的

渡航先 (経由地を含む)

渡航予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(参考: 査証取得等に必要と見込まれるおおよその日数:)

渡航の必要性(注: 渡航しなければならない理由について詳細に、書ききれない場合は別紙可)

(別添書式例 2-5)

(5号関連)

3. 事由の詳細

日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがある場合（旅券法第13条第1項第5号関連）

(1) 罪名

(2) 裁判所名

(3) 判決年月日・判決の内容

添付書類：判決副本（注：判決確定日が記載されていることを確認）

仮釈放中の場合：仮釈放許可決定書

罰金刑の場合：罰金納付（日）が確認できる書類

4. 過去の旅券取得歴

あり 旅券の種類 一般旅券・限定旅券

旅券番号 _____

発行年月日 _____

失効・都道府県に返却・その他()

なし

上記申告のとおりで相違ありません。

平成 年 月 日

氏名（自署）_____

官庁コード

渡航事情説明書

外務大臣殿

私は一般旅券発給申請書の刑罰等関係欄の□に「はい」と記入しましたところ、詳細につき下記3. のとおり、申告します。

1. 申請者に関する事項

氏名 (ヨミガタ)

生年月日

本籍地

現住所

電話看

職業

勤務先

2. 渡航に関する事項(以下内容を確明する資料を添付: 日程表、出張命令書等)

渡航目的

先航渡

渡航予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(参考:査証取得等に必要と見込まれるおおよその日数)

渡航の必要性(注: 渡航しなければならない理由について詳細に、書ききれない場合は別紙可)

(6号関連)

3. 事由の詳細

「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」を適用され、
外国から帰国したことがある場合（旅券法第13条第1項第6号関連）

(1) 国援法の適用を受けるに至った具体的な事情

(2) 貸付を受けた時期及び取り扱った在外公館名

(3) 貸付を受けた費用の種類・金額、申請者名（家族のうち誰が受給者か）

(4) 帰国の時期・利用交通機関・経路

(5) 返済状況（毎月の返済額、現在の返済者、残額とそれらを証明する書類を添付、
全額返済を完了している場合には、その証明書を添付）

4. 過去の旅券取得歴

あり 旅券の種類 一般旅券・限定旅券

旅券番号 _____

発行年月日 _____

失効・都道府県に返却・その他()

なし

上記申告のとおりで相違ありません。

平成 年 月 日

氏名（自署）_____

(別添書式例3)

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

未交付失効旅券届出書

私は、前回、一般旅券の申請を致しましたが、
_____のため申請した旅券を受領
しませんでした。

誓 約 書

平成 年 月 日に申請しました旅券については必ず受領すること
を誓約します。

届出人住 所

署 名

官公庁記載欄

旅券番号 (年 月 日発行)

(別添書式例4)

保管証

殿

(保管官庁名) ○○○○

下記旅券を○○○○(都道府県)において保管します。
この旅券は平成 年 月 日付第 号貴殿名義の旅券が返
納されたときに返付します。

記

旅券番号
発行年月日
発行官庁

パスポート

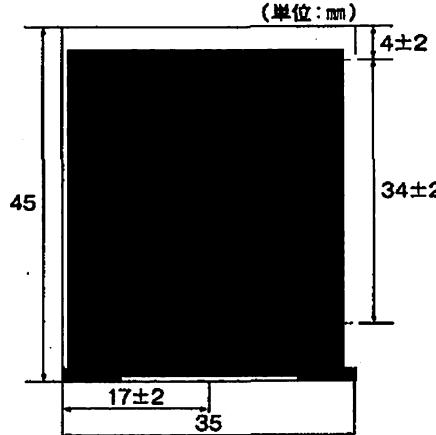
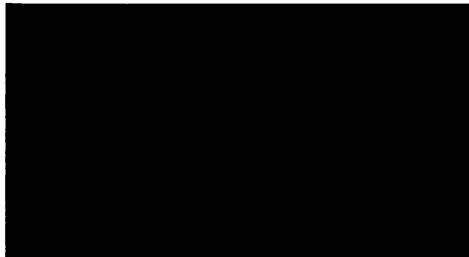
旅券用提出写真についてのお知らせ

詳しくは、外務省旅券課、各都道府県の旅券窓口、**外務省旅券課**
または各日本大使館・総領事館へお問い合わせください。 平成23年6月

旅券の申請に際して提出いただく写真は、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に基づき、右のとおりの規格としております。旅券の写真は海外渡航にあたり自分自身を証明するための、たいへん重要なものであるということに十分留意して、以下の【適当な写真例】、【不適当な写真例】を参考に、規格にあつた写真を提出していただくようお願いします。

○適当な写真例

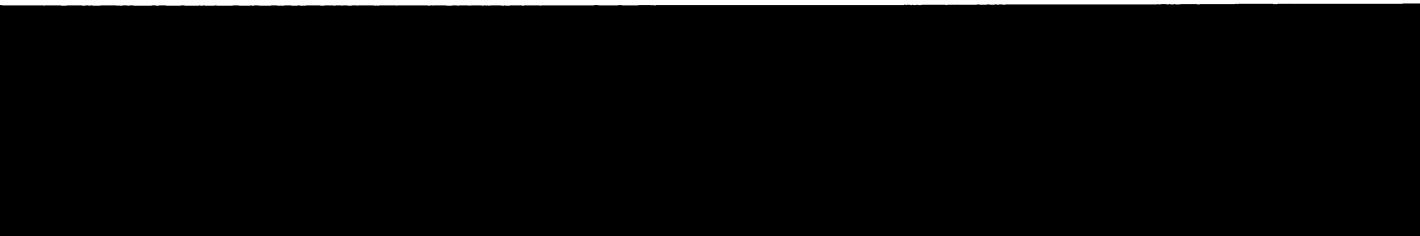
指定の規格を全て満たし、
容易に人物を特定できるもの



■提出写真規格

- 申請者（請求者）本人のみが正面を向いて撮影されたもの
- 提出の日前6ヶ月以内に撮影されたもの
- 縁なしで左記図面の各寸法を満たしたもの（頭の寸法は頭頂から額まで）
- 無職であるもの（申請者（請求者）の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により頭の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）
- 背景（影を含む。）がないもの

☒不適当な写真例



頭の位置が片寄っている
もの

頭が横向きのもの

頭が左右に傾いている
もの

平常の頭貌と著しく異
なるもの

頭がフラッシュ等によ
り赤く写ったもの

サングラスをかけ人物を
特定できないもの

背景の色がきつく人物
を特定しづらいもの

帽の広いヘアバンド等によ
り頭部が隠れているもの

帽子によって頭部が隠
れているもの

影があるもの

椅子等背景があるもの

背景に柄があるもの

前髪が長すぎて目元が
見えないもの
頭の輪郭が隠れるもの

パスポート

旅券用提出写真についてのお知らせ

詳しくは、外務省旅券課、各都道府県の旅券窓口、
または各日本大使館・総領事館へお問い合わせください。

外務省旅券課
平成23年6月

○適当な写真例　□不適当な写真例

今後、出入国審査等で旅券に内蔵されているICチップに記録された顔画像とその旅券を提示した人物の顔を電子機器等で照合することが見込まれ、眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは、照合の妨げとなる可能性がありますので注意が必要です。

撮影時にピントが合っていないかったり、手ブレしてしまったために画像が不鮮明なものや背景に人物の影があるものは不適当です。

デジタル印刷の場合、ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ模様)、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。写真専用紙等を使用し、鮮明な画質で印刷してください。

眼鏡のフレームが目にかかっているもの

フレームが非常に太く目や顔を覆う面積の大きいもの

照明が眼鏡に反射したもの

ピンボケや手ブレにより不鮮明なもの

背景に影があるもの

ドットやインクのにじみなどがあるもの

ジャギーがあるもの

眼鏡やヘアバンド以外にも、帽子や衣服、布、マスク、イヤリング、カチューシャなど顔の器官が隠れるような大きめの装飾品等は好ましくありません。なお、顔の器官を隠さず髪を上げるため等の小ぶりな装飾品は受理しますが、着ける箇所によっては不適当となる場合があります。大きさ等の判断に迷う場合は装飾品をはずした写真をお持ちください。

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ(画像の乱れ)が発生しているもの、変形やマスキング(縁取り)などの画像処理を施したもののは不適当です。

頭髪のボリュームが極端に大きな場合には、下図に示すように「両眼の中心から頭頂までの距離」は「両眼の中心から額までの距離」と等しいものとみなして、トリミングしてください。

4±2

顔の器官を隠さず、小ぶりなもの

顔の器官が隠れる装飾品等があるもの

顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等があるもの

ノイズがあるもの

変形やマスキングなどの画像処理を施したもの

頭髪を適切にトリミングし、顔の面積が大きいもの

頭髪のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの

独立行政法人一覧(平成26年3月1日現在)

内閣府所管2

- 国立公文書館
- 北方領土問題対策協会

消費者庁所管1

- 国民生活センター

総務省所管3

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管19

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

国立がん研究センター

- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管10

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管19

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

合計 99法人

所管府省別特殊法人一覧(平成24年10月1日現在)

内閣府(2)

沖縄振興開発金融公庫
沖縄科学技術大学院大学学園

総務省(6)

日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
日本放送協会
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社

財務省(5)

日本たばこ産業株式会社
株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策投資銀行
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
株式会社国際協力銀行

文部科学省(2)

日本私立学校振興・共済事業団
放送大学学園

厚生労働省(1)

日本年金機構

農林水産省(1)

日本中央競馬会

経済産業省(2)

日本アルコール産業株式会社
株式会社商工組合中央金庫

国土交通省(13)

新関西国際空港株式会社
北海道旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社
成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

環境省(1)

日本環境安全事業株式会社

合計 33 法人

(注)複数府省共管の特殊法人は、主たる所管府省にのみ掲げた。

特 殊 法 人 一 覧 (平成24年10月1日現在:33法人)

(事業団) 1

日本私立学校振興・共済事業団

(公 庫) 1

沖縄振興開発金融公庫

(特殊会社) 26

日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
日本たばこ産業株式会社
新関西国際空港株式会社
北海道旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社
成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
日本アルコール産業株式会社
日本環境安全事業株式会社
株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策投資銀行
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
株式会社国際協力銀行

(その 他) 5

日本放送協会
放送大学学園
日本中央競馬会
日本年金機構
沖縄科学技術大学院大学学園

ヘボン式ローマ字綴方表

ア	A	イ	I	ウ	U	エ	E	オ	O
カ	KA	キ	KI	ク	KU	ケ	KE	コ	KO
サ	SA	シ	SHI	ス	SU	セ	SE	ソ	SO
タ	TA	チ	CHI	ツ	TSU	テ	TE	ト	TO
ナ	NA	ニ	NI	ヌ	NU	ネ	NE	ノ	NO
ハ	HA	ヒ	HI	フ	FU	ヘ	HE	ホ	HO
マ	MA	ミ	MI	ム	MU	メ	ME	モ	MO
ヤ	YA			ユ	YU			ヨ	YO
ラ	RA	リ	RI	ル	RU	レ	RE	ロ	RO
ワ	WA	ヰ	I			ヱ	E	ヲ	O
ン	N (M)								
ガ	GA	ギ	GI	グ	GU	ゲ	GE	ゴ	GO
ザ	ZA	ジ	JI	ズ	ZU	ゼ	ZE	ゾ	ZO
ダ	DA	ヂ	JI	ヅ	ZU	デ	DE	ド	DO
バ	BA	ビ	BI	ブ	BU	ベ	BE	ボ	BO
パ	PA	ピ	PI	プ	PU	ペ	PE	ポ	PO
キヤ	KYA			キュ	KYU			キョ	KYO
シャ	SHA			シュ	SHU			ショ	SHO
チャ	CHA			チュ	CHU			チョ	CHO
ニヤ	NYA			ニュ	NYU			ニョ	NYO
ヒヤ	HYA			ヒュ	HYU			ヒョ	HYO
ミヤ	MYA			ミュ	MYU			ミョ	MYO
リヤ	RYA			リュ	RYU			リョ	RYO
ギヤ	GYA			ギュ	GYU			ギョ	GYO
ジャ	JA			ジュ	JU			ジョ	JO
ビヤ	BYA			ビュ	BYU			ビョ	BYO
ピヤ	PYA			ピュ	PYU			ピョ	PYO

※参考

シェ	SHIE	チエ	CHIE	ティ	TEI	ニイ	NII	ニエ	NIE
ファ	FUA	フィ	FUI	フェ	FUE	フォ	FUO	ジエ	JIE
ディ	DEI	デュ	DEYU	ウイ	UI	ウェ	UE	ウォ	UO
ヴァ	BA	ヴィ	BI	ヴ	BU	ヴェ	BE	ヴォ	BO
ヴァ	BUA	ヴィ	BUI			ヴェ	BUE	ヴォ	BUO

※注意 「ヴァ:VA」「ヴィ:VI」「ヴ:VU」「ヴェ:VE」「ヴォ:VO」は使用不可。

※注意すべき点

1. 撥音：ヘボン式ではB, M, P の前にNの代わりにMをおく。

難波 (ナンバ) NAMBA, 本間 (ホンマ) HOMMA, 三瓶 (サンペイ) SAMPEI

2. 促音：子音を重ねて示す。

服部 (ハットリ) HATTORI, 吉川 (キッカワ) KIKKAWA

ただし、チ(CHI), チャ(CHA), チュ(CHU), チョ(CHO) 音に限り、その前に T を加える。

発地 (ホッチ) HOTCHI, 八丁 (ハッチョウ) HATCHO

3. 長音：ヘボン式では、長音を表記しない。（「OH」については、下記5. 参照）

「一」を省略する場合

ニーナ（ニーナ） NINA, シーナ（シーナ） SHINA, サリー（サリー） SARI

「イ」を省略しない場合

新菜（ニイナ） NIINA, しいな（シイナ） SHIINA, さりい（サリイ） SARI

「ウ」を含む長音「ウウ」の場合（「UU」は表記できない）

日向（ヒュウガ） HYUGA, 裕貴（ユウキ） YUKI, 優子（ユウコ） YUKO

「オ」を含む長音「オウ」の場合（「OU」は表記できない）

幸太（コウタ） KOTA, 洋子（ヨウコ） YOKO, 亮子（リョウコ） RYOKO

「オ」を含む長音「オオ」の場合（「OO」は表記できない）

大野（オオノ） ONO, 大河内（オオコウチ） OKOCHI, 大西（オオニシ） ONISHI

末尾が「オオ」音で、ヨミカタが「オ」の場合（「OO」と表記する）

妹尾（セノオ） SENOO, 高藤（タカトオ） TAKATO, 横尾（ヨコオ） YOKOO

末尾が「オウ」音で、ヨミカタが「ウ」の場合（「OU」は表記できない）

伊藤（イトウ） ITO, 高藤（タカトウ） TAKATO, 御園生（ミソノウ） MISONO

4. 「ヴ」のつく姓名：「V」の入力は不可。

ヴィヴィアン（ヴィヴィアン） BUIBUIAN 又は BIBIAN

ヴォードレール（ヴォードレール） BUODORERU 又は BODORERU.

5. 「OH」による長音：非ヘボン式ローマ字として表記できる。

* 「オウ」音または「オオ」音の長音を含む場合で、「OH」による長音表記を希望する場合は、ヘボン式ではなく、非ヘボン式ローマ字による表記が認められている。

但し、検索を行って旅券取得歴を確認し、前回旅券と同一の表記で作成する。

伊藤（イトウ） ITOH, 高藤（タカトウ） TAKATOH, 大野（オオノ） OHNO,
大河内（オオコウチ） OHKOCHI

氏名のローマ字綴方の例示

せのお	SENOO
瀬野尾	
ごしょのお	GOSHONOO
五所野尾	
よこお	YOKOO
横尾	
ほのお	HONOO
炎	
ほのう	HONO
つとお	TSUTOO
伝	
つとう	TSUTO
いのお	INOO
稻生	
いのう	INO
しろうず	SHIROZU
白水	
がもう	GAMO
蒲生	
しう	SHIU
柴羽（長音ではない）	
いおう	IO
井生	
かんのお	KANNOO
神尾	
じょうお	JOO
城尾	
あこう	AKO
赤穂	
こうち	KOCHI
河内	
そうだ	SODA
左右田	

みそのう	MISONO
御園生	
みそのお	MISONOO
こおり	KORI
桑折	
あおう	AO
栗生	
あおお	AOO
かのう	KANO
狩野	
こうちわ	KOUCHIWA
小団扇（長音ではない）	
ふにう	FUNIU
船生	
ふにゅう	FUNYU
みねう	MINEU
峰生	
みねお	MINEO
すこう	SUGO
菅生	
すごお	SUGOO
にしきこおり	NISHIKIKORI
錦織	
うりゅう	URYU
瓜生	
うりう	URIU
みとうか	MITOKA
三十日	
おおにし	ONISHI
尾尾西	
こうだ	KODA
小宇田	
おおこうち	OKOCHI
大河内	
おうぎやま	OGIYAMA
扇山	

記

- 1 氏名の表記については、本人の表音、ヨミカタを尊重し、確定させた上、旅券発給後は、婚姻等により戸籍の記載事項が変更された場合を除き、旅券面のローマ字氏名表記の変更は認められない（旅券法施行規則第5条第3項）旨を、本人に注意しておく。
- 2 (1) 当該部分が姓又は名の末尾の部分であり、そのヨミカタを「お」としたものについては「O」とする。
例： 妹尾（セノオ） → SENO O
例： 桃男（モモオ） → MOMOO
(2) 当該部分が姓又は名の末尾以外の場合は、そのヨミカタが「お」とされていても「O」を入れない。
例： 太田（オオタ） → OTA
例： 透（トオル） → TORU
(3) 当該部分が姓又は名の末尾であるか否かにかかわらず、そのヨミカタを「う」としたものについては「U」を入れない。
例： 高知（コウチ） → KOCHI
例： 次郎（ジロウ） → JIRO
- 3 「H」、「OO」、「OU」など上記2以外の表記を本人が強く希望する場合は、旅券を行使する名義人の責任においてそれを認める。長音か否か即断し難い等、判断がつかない場合は外務省旅券課管理班に相談する。

氏名表記一覧(初めての申請時)

表記	申請書裏面記入	綴りに関する説明資料	窓口説明	例			
国字の音訓及び慣用によるヨミカタ	ヘボン式表記	—	—	○	佐藤	サトウ	SATO
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		譲治	ジョウジ	JOJI
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		裕子	ユウコ	YUKO
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		一郎	イチロウ	ICHIRO
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		純一	ジュンイチ	JUNICHI
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		里沙	リサ	RISA
	ヘボン式表記	—	—		佐藤	サトウ	SATO
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		譲治	ジョウジ	JOGE
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		裕子	ユウコ	YUUKO
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		一郎	イチロウ	ICIRO
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△		純一	ジュンイチ	JUN-ICHI
国字の音訓及び慣用によらないヨミカタ	ヘボン式表記	—	△	×	七音	ドレミ	DOREMI
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△	×	天舞	ヒラリ	HIRARI
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△	×	愛	ラブ	LOVE
	非ヘボン式表記 (外國(人)と関わりがない者)	○	△	×	騎士	ナイト	KNIGHT
	ヘボン式表記	—	—	○	大山	オオヤマ	OHYAMA
長音	H (従来の長音)	○	—	○	洋子	ヨウコ	YOKO
	OO, OOU等 (運用上認めるもの)	○	△	×	大山	オオヤマ	OOYAMA
	OO, OOU等 (運用上認めるもの)	○	△	×	洋子	ヨウコ	YOUKO
別名併記	○	○(一部△)					

○ 必要/説明する
 △ なくとも可
 — 不要
 × 説明しない(希望があった場合のみ説明する)
 平成20年3月以前は認められなかったもの

次頁不開示

旅券は海外においてあなたの国籍・身元を証明する唯一の公文書です。

万一これを紛失し、あるいは盗難にあい無旅券状態になった場合、旅券名義人の外国での滞在そのものが法的に問題になるだけではなく、当該外国から第三国等に移動したり、ホテルでの宿泊（原則として、旅券の提示をもとめられます）、トラベラーズ・チェック（旅行小切手）の現地通貨への換金（同様に原則として旅券の提示が必要です）ができない等全く身動きをしばられ、不都合をしいられることにもなりかねません。

海外で旅券を紛失あるいは盗まれた場合、その旅券の失効並びに新しい旅券の発給には日数がかかることがあります。このため旅行の中止や日程の変更を余儀なくされる場合もあります。また、紛失・盗難旅券が他人の不法渡航に使用されたり、悪用され思わぬ被害を被ったり、あるいは他人に被害を与えることにもなりかねません。

しかし残念なことに、このように重要な旅券を安易に第三者に預ける等意外に粗末に扱われている場合が多いのが実情です。

旅券は真にやむを得ない場合を除き他人には預けず、自己の責任で厳重に管理してください。

なお、旅券の「所持人記入欄」には必要事項は必ず記入するとともに、注意事項を遵守してください。

(別添資料 7)
[平成 25 年 2 月改訂]

国名等コード表

国 (地域・地名)	コード番号
(ア)	
アイスランド	319
アイルランド	313
アゼルバイジャン	515
アフガニスタン	417
アメリカ合衆国(米国)	200
アラブ首長国連邦(UAE)	423
アルジェリア	429
アルゼンチン	211
アルバニア	507
アルメニア	514
アンゴラ	467
アンティグア・バーブーダ	240
アンドラ	324
(イ)	
イエメン	425
イスラエル	448
イタリア	303
イラク	401
イラン	400
インド	012
インドネシア	005
(ウ)	
ウガンダ	412
ウクライナ	511
ウズベキスタン	517
ウルグアイ	218
(エ)	
英国	300
エクアドル	214
エジプト	407
エストニア	508
エチオピア	410
エリトリア	481
エルサルバドル	205
(オ)	
オーストラリア	100
オーストリア	305
オマーン	424
オランダ	307
(カ)	
ガーナ	414
カーボベルデ	456
ガイアナ	256

カザフスタン	KAZAKHSTAN	516
カタール	QATAR	422
カナダ	CANADA	201
ガボン	GABON	442
カメルーン	CAMEROON	441
ガンビア	THE GAMBIA	458
カンボジア	CAMBODIA	007
(キ)		
北朝鮮	DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA	603
北マリアナ諸島	NORTHERN MARIANA LSLANDS	123
ギニア	GUINEA	435
ギニアビサウ	GUINEA-BISSAU	459
キューバ	CUBA	209
キプロス	CYPRUS	418
ギリシャ	GREECE	316
キリバス	KIRIBATI	121
キルギス	KYRGYZ REPUBLIC	519
(ク)		
グアテマラ	GUATEMALA	203
クック	COOK	138
クウェート	KUWAIT	406
グルジア	GEORGIA	521
グレナダ	GRENADA	251
クロアチア	CROATIA	327
(ケ)		
ケニア	KENYA	411
(コ)		
コスタリカ	COSTA RICA	207
コソボ	KOSOVO	332
コートジボワール	COTE D'IVOIRE	438
コモロ	COMOROS	462
コロンビア	COLOMBIA	213
コンゴ共和国	REPUBLIC OF CONGO	480
コンゴ民主共和国	DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE CONGO	445
(サ)		
サウジアラビア	SAUDI ARABIA	405
サモア	SAMOA	146
サンマリノ	SAN MARINO	322
サントメ・プリンシペ	SAO TOME AND PRINCIPE	463
ザンビア	ZAMBIA	474
(シ)		
シェラレオネ	SIERRA LEONE	436
ジブチ	DJIBOUTI	469
ジャマイカ	JAMAICA	221
シリア	SYRIA	403
シンガポール	SINGAPORE	023
ジンバブエ	ZIMBABWE	473
(ス)		
スーダン	SUDAN	408

スイス	SWITZERLAND	304
スウェーデン	SWEDEN	310
スペイン	SPAIN	314
スリランカ	SRI LANKA	011
スリナム	SURINAME	257
スロバキア	SLOVAKIA	506
スロベニア	SLOVENIA	328
スワジランド	SWAZILAND	478
 (セ)		
赤道ギニア	EQUATORIAL GUINEA	460
セーシェル	SEYCHELLES	461
セネガル	SENEGAL	431
セルビア	SERBIA	317
セントビンセント	SAINT VINCENT	249
セントクリストファー・ネーヴィス	SAINT CHRISTOPHER AND NEVIS	237
セントルシア	SAINT LUCIA	248
 (ソ)		
ソマリア	SOMALIA	446
ソロモン	SOLOMON	107
 (タ)		
タイ	THAILAND	008
大韓民国	REPUBLIC OF KOREA	000
台湾	TAIWAN	001
タジキスタン	TAJIKISTAN	520
タンザニア	TANZANIA	413
 (チ)		
中央アフリカ	CENTRAL AFRICA	444
中華人民共和国（中国）	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA	600
チェコ	CZECH REPUBLIC	502
チャド	CHAD	443
チュニジア	TUNISIA	428
チリ	CHILE	216
 (ツ)		
ツバル	TUVALU	127
 (テ)		
デンマーク	DENMARK	311
 (ト)		
トーゴ	TOGO	439
ドイツ	GERMANY	301
ドミニカ	DOMINICA	245
ドミニカ共和国	DOMINICAN REPUBLIC	259
トリニダード・トバゴ	TRINIDAD AND TOBAGO	222
トルクメニスタン	TURKMENISTAN	518
トルコ	TURKEY	402
トンガ	TONGA	140
 (ナ)		
ナイジェリア	NIGERIA	415
ナウル	NAURU	120

ナミビア	NAMIBIA	468
(ニ)		
ニカラグア	NICARAGUA	206
ニジェール	NIGER	434
ニューカaledニア	NEW CALEDONIA	110
ニュージーランド	NEW ZEALAND	101
(ネ)		
ネパール	NEPAL	015
(ノ)		
ノルウェー	NORWAY	309
(ハ)		
バー ミューダ	BERMUDA	226
ハイチ	HAITI	220
パキスタン	PAKISTAN	013
バチカン	VATICAN	321
パナマ	PANAMA	208
バヌアツ	VANUATU	116
バハマ	THE BAHAMAS	227
バーレーン	BAHRAIN	421
パプアニューギニア	PAPUA NEW GUINEA	102
パラオ	PALAU	148
パラグアイ	PARAGUAY	223
バルバドス	BARBADOS	252
ハンガリー	HUNGARY	503
バングラデシュ	BANGLADESH	024
(ヒ)		
東ティモール	TIMOR-LESTE	017
(フ)		
ブータン	BHUTAN	018
フィジー	FIJI	108
フィリピン	PHILIPPINES	004
フィンランド	FINLAND	312
ブラジル	BRAZIL	210
フランス	FRANCE	302
ブルガリア	BULGARIA	505
ブルキナファソ	BURKINA FASO	433
ブルネイ	BRUNEI	016
ブルンジ	BURUNDI	450
(ヘ)		
ベトナム	VIET NAM	602
ベナン	BENIN	440
ベネズエラ	VENEZUELA	212
ベラルーシ	BELARUS	512
ベリーズ	BELIZE	224
ペルー	PERU	215
ベルギー	BELGIUM	306
(ホ)		
ポーランド	POLAND	501

ボスニア・ヘルツェゴビナ	BOSNIA AND HERZEGOVINA	330
ボツワナ	BOTSWANA	475
ボリビア	BOLIVIA	217
ポルトガル	PORTUGAL	315
香港	HONG KONG	002
ホンジュラス	HONDURAS	204
(マ)		
マーシャル	MARSHALL	125
マカオ	MACAO	003
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF MACEDONIA	329
マダガスカル	MADAGASCAR	447
マラウイ	MALAWI	451
マリ	MALI	432
マルタ	MALTA	326
マレーシア	MALAYSIA	009
(ミ)		
南アフリカ共和国	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	416
南スーダン	SOUTH SUDAN	482
ミクロネシア	MICRONESIA	124
ミャンマー	MYANMAR	010
(メ)		
メキシコ	MEXICO	202
(モ)		
モーリシャス	MAURITIUS	471
モーリタニア	MAURITANIA	430
モザンビーク	MOZAMBIQUE	470
モナコ	MONACO	320
モルディブ	MALDIVES	020
モルドバ	MOLDOVA	513
モロッコ	MOROCCO	409
モンゴル	MONGOLIA	601
モンテネグロ	MONTENEGRO	331
(ヨ)		
ヨルダン	JORDAN	419
(ラ)		
ラオス	LAOS	014
ラトビア	LATVIA	509
(リ)		
リトアニア	LITHUANIA	510
リビア	LIBYA	427
リヒテンシュタイン	LIECHTENSTEIN	318
リベリア	LIBERIA	437
(ル)		
ルーマニア	ROMANIA	504
ルクセンブルク	LUXEMBOURG	308
ルワンダ	RWANDA	449
(レ)		

レソト	LESOTHO	476
レバノン	LEBANON	404
(ロ)		
ロシア	RUSSIA	500
(その他)		
その他必要諸国	NECESSARY COUNTRIES EN ROUTE	701